

連絡局 地方課長

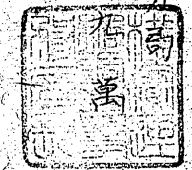
幸便

秘

外務大臣 吉田 茂 殿
昭和二十四年十月五日

外務大臣 吉田 茂 殿

横濱連絡調整事務 局長 鈴木 木



0184

113

民事部整理問題に関する當地日米合同會議状況報告
本問題に関する九月二十六日外務省に於ける我方協議
會に次ぎ 同月廿七日 各地方連絡調整局長は當地に参集の上
外務省連絡局當局とも加へ 先づウオーカー八軍司令官

を往訪挨拶の後 午後一時半豫定の如く八軍民事局長
に於て各地方民事部長とも交へ日米合同會議と開
催した。

二 ウオーカー司令官及レエバート民事局長は我方一同に
対し 今次の決定に対しては 都縣單位民事部長
に後と雖も連絡員として一部々員残留方各方面
から強い要望があつたが、八軍としては 右は民事部
當局と我地方官憲との関係の緊密なることを証す
るものとして之を多としつゝ、而も一般マシクアーサー
元帥が我國を以て既に民主主義精神を体得し自

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

治能カを有する旨、世界に向つて闡明した。經濟にも顧み、考慮の余地なき次第を諒解せらるべく、此点各局長師任の上各地方長官に説明ありたいとのことであつた。右両者の演説及本官答辞要旨別紙A及Bとして報告する。

三、府縣軍伍民事部廃止後に於ける地方民事部の運営方針及方式との連絡方式の一般について、之に先づ本官と八軍當局との間に一應の談合を遂げ東京會議席上披露した次第であるが、同會議に於て新に提起せられたる追加質疑に対

し、横濱會議に於てレエパード少將及ワツ、次長の與えた回答別紙C号の通りである。

四、尚レエパード面長は會議終了後日本側一同を將校俱樂部に招待し、自らの主人となつて鄭重なコクテイル及晚餐會を催した。

本信寫送付先
各地方連調(含板橋)
横浜連調管下各都縣知事

A

ワオーカーソン司令官の通調局長に対する挨拶

日本に對する民政を統轄する司令官として諸君に会うのはこれ最
 後の機会かと思ふ。諸君の従来非常なる協力に對して、心感謝する。
 思うに在野の魁夫上戦勝者と戦敗者とか日本と米國の争ひの如く内
 滿の平和に握手した例は嘗て無かつた。日米兩國は昔や相提携し
 相協力してつある友交關係に立つて居る。年度の民事部問題公式発表
 以前にマフクサーサー元帥は自分に対してハリスナリに日本に對す
 る我々の使命は占領ではなくて保護であると語つた。自今も現に此の
 方針で折角日本の自立化に努力して居る。諸君を始め日本國民全体が
 我々に對してとられた態度は賢明であつて若し然らざれば場合は峻烈
 な罰を伴ひ幾多流血の慘事を惹起したと思ふ。

一 民事部問題は対日管理政策上の大轉機であるが知事等の向には必ず

しもマフクサーサーに對しては承知して居るがマフクサーサー元帥の
 聲明にもある如く世界に對して日本國民が民主主義を心得し、自治の
 能力あることを實踐する為には絶対に必要を措置であり我々としては
 勿論民意に依り公選せられぬ知事に必要を援助をこゝろまで通す継続す
 ることに変わりないことを各地位は歸任の上各地方長官によく傳えられ

ワオーカーソン
 司令官の挨拶
 1915.5.25

我々としては日本國民の大多數を代表するものである以上、
 レミストの政府を認めざる用意があるが、實際においては華に
 して民主的な政府が國民を代表してつあるのを満足して援助を継続出
 来る。

最近マフクサーサー元帥の發表した日米人の交交關係上の制限撤廃
 も同精神の方針から出発して居るもので、予やお互の關係は自分か
 かが司令官として同地に居る一般米國民との間に結ぶことの出
 来と交交關係と全然同様の關係を持つ得ることになつた訳である。

0186

致本局長 答辞

只今司令官から日に日に理解と同情の深まる半国側乃至現
司令官の占領方針につきお話とあり感動した。此の機会に従
来の援助と指導とも謝すると共に自分達と此は終戦以来四年
向連絡の事務に當つて来たが民事部機構後も其の努力も借
加して自分達に課せられた米日共同の使命達成に邁進したいと思
ふ。民政も流轉する司令官としての閣下に会うのは之が最後であ
る事は遺憾であるが、今後とも厚々お会いする機会がある事を希
望し、今後歴史的な任務の益々成功を北人ことを祈る。

0187

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

B

レエパード少将の各地方民事部長、民事局幹部及各連調局長
に対する演説

民事部整理の主な目的は日本人は既にデモクラシーの精神を習
得し自治能力あることを世界に示さんとするに在る。マツケアサイ
元帥の本内題に因ずる公式発表の精神も実に茲に在る。

八月十一、二日の全国知事会議に於ても民事部解消後も少数部員残
留方の希望が表明せし小沢中少将も右の如く櫻司令部の公式発表の経
緯に顧み取て之を櫻司令部に取次ぐことをしなかつた。

又数縣の知事からも特定の Team 部員の残留方の陳情があり之は民
事任務の成功を示すものとしてウオーカー中將も自今も非常に厳しく
思ひ込め小沢も同じ理由により是又櫻司令部には取次がなかつた。

その後地方民事部も連調事務局も其の任務は増大する。切に自衛健闘
を望む。各地方民事部にはスペンリスとか多数配属せられた。例え
ば神奈川縣に付ては労働專任官が任命せられた。

府縣單位の民事部は解消すか厚の府縣に對する關係に付ては
根本的には何等變動はない。之をたとえれば小沢に對して親が歩行
の練習をさせて居る様なもので漸次親の手を離れて独歩し得る程にす
る訳で、其のサボトトとかイタシ又は今後も依然弛緩せられた。且
地方民事部は在地以外の府縣は同民事部に對する連絡の方法に於て多
岐形式が異なることとなるのみである。

十一月後半に入れば府縣民事部には主任一人、補助員二、三人が残
るのみとなるが、各縣事は公選であるから飽くまで自信をもって自治
政治を行へ一般人の責任は皆かぬ自治行政の實を擧げて貰いたい。数
日前の長野縣の水害対策の如きも是れである。

0189

鈴木局長から民事部解消後の件数部隊又はCICの地方自治に対する権限に付いて意向を伺ったが之等が部隊は日本の民事行政に付ては一切干渉せざる事になつて居るかう承せられたい。
関東民事部は其の所在が不便であるので退て現在の東京民事部跡に移轉方も考慮中である。

鈴木局長 答辞

今回の会議に連調局長を特に招かされた趣旨は自令運従来の協力を認められ機構変更後も引續き協力も希望せられ信賴の表徴として之を多とし今後も努力を倍加し、半日共同の使命達成を期したいと思ふ。今回の改革は造路業務の重要なマイルストーンであると思ふ。自令運は当該地方民事部と長を協議をつづけて好なる協力方法を練る考案である。予知事會議の語が去るが、多数の縣知事

は発表が餘りに急であつた為レレソツクを受けたのは事實であるが、改革の真意は那辺にあるかの事は各知事に対して説明に努めて来たが只今の段階は更によく説明することとする。

尚、右地方連調局長は其管下各府縣例とも連絡して民事部機構改組に際しての希望、質疑等を取るとめ又当該地方民事部とも連絡して今後の協力方針を決めたい旨があるが自令が之等の真意をとりまとめて九月二十四日、ワソツ大佐と諸令一同大佐が説明してくれたい旨は「府縣單位民事部廃止後の地方民事部の運営方針及之を連絡方法（ワソツ大佐、鈴木局長談）も別途提出すべしに付略す」上に記述してあるから此の真意は觸れず昨日の東京におけ各地方連調局長會議にて追加的に出て来た問題を一括したから此真意に關しての説明を願いたいた云々（右に對して、ワソツ大佐より別紙Cの説明があった。）

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

C

追々要望及質問事項

一問 縣提出の定期報告は一月分も完全に取り纏むる必要あるかと及遠隔地からの報告を入りするに手間取らぬ係りあるから縮習を若干繰下りしを冀望す

答 定期報告は八軍として出来れば限り教を整理し簡素にするにしようとしたが、地方民事部も此線に沿ひ実行せうとした。総司令部要示による定期報告の縮小方針についても総司令部と連絡中である。其他迄て決定の筈である。

二問 各地方の日本側と連絡は簡して今後共連調が出来ると文行連絡調整による用意がある。更に縣の中には連調事務局は係官を駐在せしめたい。希望を有する向があるから、

県に對しては其要望通り之を駐在せしめることとし、更に各地方と連調の連絡方法に就ては現在既に一部に於て実行せしめる如く、各地方に連調係官を勤務せしめることにより、連絡は一層緊密にすることも考へたい。

答 右は勿論結構であるから、連調と地方民事部との間に適当な話し合ひ決定せられたい。

三問 各府県に軍用電話架設方針に付、既に好意的に御取計を得て居るが、地方軍需局に於ては未だ此趣旨が徹底しな向もある様子だから、此上共御配慮を請う。当軍用電話に日本語を使用することも容認して貰いたい。当連調中には未だ軍用電話もそのものもあるから、是非御配慮願いたい。又外務省連絡局にも之を架設願ひたい。

0190

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0191

答 考慮する。尚各早慶渉外課に付す。電話架設は既にシグナルコアに連絡済であるから追て実現する筈である。

四問 我々人の刑事事件に關連し軍側から捜査又は逮捕令状の發出を要請する場合の手續を重ねて御伺ひしたい。

答 近く何らかの措置を決定の上通知することになりさう。

五問 労務關係事務の取扱に付て軍側機關は東京及神奈川に付ては承知したが、其他の地方に於ける軍側取扱機關は如何か承りたい。

答 千以上の機關を任命することになる筈であるが、神奈川県を例にすれば、関東局長、経済部員十人中三名が

労務係官で更に其内の一名が神奈川県労務係官となる筈である。

六問 公安條例に付て軍団管下では作戦部隊駐屯する所では示威行進に付て事前通告を要すること、なつて居るが、今後此手續は如何なるか。

答 現在の軍に對する屈出は追て廢止せられ、其必要がなくなり、筈である。

七問 刑事事件に付軍側で取上げられたる者が、日本側處理の爲日本側に移管せられ、而も之を起訴せざる場合には、日本側から軍側に報告の上諒解を取付け、ことなつて居るが、今後此取扱は如何なるか。

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

答 恐らく手續に付ては今後共大なる変化は無いものと思ふが
何れ正式決定の上お知らせする。

本村局長より民事局東京移轉後之を総司令部の他の部
局との関連如何を質問せられたるに付し
シエバード少将 建築政策の關係上恐らく徴税
問題 は別と見るかも知れぬが其他の民事行政に付ては未
だ詳細な事は他の部局が直接日本側とは連絡出来ぬ
筈である。

Mr. ...
The ...
Are ...

0192

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

幸便

水方傳表

田

生

0193

横濱
水連本第二〇四號
昭和二十四年十月五日

横濱連絡調整事務司
局長 鈴木九萬

外務大臣 吉田 茂 殿

民事部整理問題に関する當地日米合同會議狀況報告
本問題に関する九月二十六日外務省に於ける我方協議
會に於て、同年七月各地方連調司長は當地に参集の上
外務省連絡局當局と加へ、先づウォーターハース司令官

と往訪挨拶の後、午後二時半豫定の如く八軍民事務司
に於て各地方民事部長とも交へ日米合同會議と開
催した。

二、ウォーターカド司令官及レニエパード民事司長は我方一同に
対し、今次の決定に對しては都縣單位民事部廢
止後と雖も連絡員として一部々員残留方各方面
からの強い要望があったが、八軍としては右は民事部
當局と我地方官憲との関係の緊密なることを証す
るものとして之を多としつゝ、も而も過敏マフクアーサー
元帥が我國を以て既に民主々義精神と体得し自



0194

治能力を有する旨、世界に向って闡明した経緯にも
顧み、考慮の余地なき次第を諒解せられたい。此点
各局長帰任の上、各地方長官に説明ありたいとのこと
であつたから、右両者の演説及本官答辞要旨別紙
A及Bとして報告する。

三 府縣單位、民事部廃止後に於ける地方民事部の
運営方針及找方との連絡方式の一般について、
之に先立ち本官と八軍當局との間に一應の詰合
を遂げ、東京會議席上披露した次第であるが、
同會議に於て、新に提起せられし追加質疑に對

し、橋本會議に於て、レバート少將及ワツ、次長の典
文、田谷別紙の通りである。

四 「新レバート」の長は、會議終了後、日本側一同と
將校俱樂部に招待し、自ら主人となつて鄭重なコク
テール及晚餐會を催した。

本稿寫送付先
各地方、連調(官報稿)
横浜連調管下各都縣給事



A

ワオロカト司令官の連調局長に対する挨拶

日本に対する民政を統轄する司令官として諸君に会うのは、これは最も後の機会かと思う。諸君の従来非常なる協力に対して、衷心感謝する。愚るに吾等の歴史上、戦勝者と戦敗者とが日本と半島の争いの如く、内面、内平和に握手した例は嘗て無かつた。日米両国は互に相提携し相協力しつつある友好関係に立つて居る。吾等の民事部尚書公武代表以前に、ワオロカト司令官は、先師は自分に對して、バースナリーに日本に對する我々の使命は占領ではなくて保護であると語った。自分も現に此の方針で、折角日本の自立化に努力して居る。諸君を始め日本国民全体が我々に対して、とら小た態度は、賢明であつて、若し然らざれば、場合は、峻烈な罰を伴ひ、幾多流血の慘事を惹起したと思ふ。

民事部内閣は、対日管理政策上の大轉機があるが、知事等の内には必ず

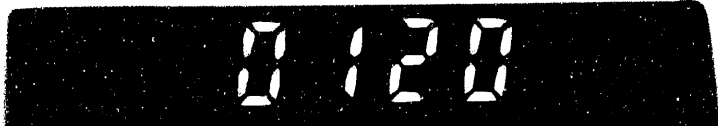
し、ワオロカト司令官は、この旨を承知して居るが、ワオロカト司令官の声明にもある如く、吾等に対しては、日本国民が民主主義を伴得し、自治の能力あることを實踐する為には、絶対に必要を措置であり、我々としては、勿論民意に依り公選せられ、知事に必要を援助を、これより進んで、進歩すること、に當りないことを、各々は、帰任の上、各地方長官によく傳へられたい。

我々としては、日本国民が大多数を代表するものである以上、エキストレミストの政府も、雖も之を認め、用意があるが、實際においては、幸にして民主的な政府が、國民を代表しつつあるので、満足して、援助を繼續出来らう。

最近、ワオロカト司令官の發表した、日本人の交友関係上、制限撤廃も、同様斯う方針から出發して居るもので、吾等も、互の關係は、自分から、カゴ、軍事司令官として、同地に居る一般半島市民との間に、結ぶことの出、来た交友関係と、全然同様の關係も、持つ得ることになつた訳である。

0195

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

鈴木局長 答辞

只奉司令官の一日に日に理解と同情の厚み、半同側乃至親
司令官の忠告方針につき、諸氏があり感動した。此の機会に從
来の援助と指導とも謝すと共に、自令達としては、終戦以來四年
向連踏の事務は、當りて来たが、民事部機構も其の努力も倍
加して、自分達に課せられた米日共同の使命達成に邁進したいと思
ふ。民政を疏轉する司令官としての閣下に会うのほが最後である
事は遺憾であるが、今後とも、厚々お会いする機会がある事を希
望し、今後歴史的任務の益々成功されんことを祈る。

0196

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

B
シエパード少将の各地方民事部長、民事局幹部及各連調局長
に対する演説

民事部整理の主な目的は日本人は既にデモクラシーの精神を習
得し自治能力あることを世界に示さんとするに在る。マツクアサー
元帥の本内題に因する公式発表の精神も実に茲に在る。

八月十一、二日の全国知事会議に於ても民事部解消後も少数部員残
留方の希望が表明せられたいと右の如く總司令部の公式発表の程
事に顧み取て之を總司令部に取次ぐことをしなかつた。

又数野の知事からも特定の部員の残留方の陳情があり之は民
事任務の成功を示すものとしてウオーカー中將も自命も非常に嬉しく
思つたやれども同じ理由により是又總司令部では取次がなかつた。

今後地方民事部も連調事務局も其の任務は増大する。切に自重健康
を望む。各地方民事部には又ペレアリエホが多数配属せられた。例え
ば神奈川縣に付ては事務責任官が任命せられた。

府縣單位の民事部は解消するが軍の府縣に對する關係は何も
根本的には何等変動はない。之をたとえれば小兒に對して親が歩行
の練習をさせて居る様子を以て漸次親の手を離れて独立し得る様にす
る訳で、其のサポートもいかに及ばず後し依然に保護せられた。只
地方民事部は在り地以外の府縣は同民事部に對する連絡の方法に於て多
少形式が異なることにならぬのみである。

十一月後半に入れば各縣民事部には主任一人、補助員二、三人が殊
々のみとなるが、各知事は公選であるから飽くまで自信をもつて自治
政治を行へ一般人の責任が實に行政の實を擧げて貰いたい。数
日前の長野縣の水害対策の如きも是れである。

0197

RA'-0006



鈴木局長から民事部解消後の件数部隊又はCICの地方自治に對する権限に付いて質問を受けたが之等の部隊は日本の民事行政に付ては一切干渉せざる事になつて居るから了承せられたい。

関東民事部は其の所在が不便であるので追て現在の東京民事部跡に移轉方を考慮中である。

鈴木局長 答辭

今回の会議に連調局長を特に招かれた趣旨は自分運従来協力に認められ機構変更後も引續き協力と希望せられ信頼の表徴として之を多とし今後も努力を倍加し、半日共同の使命達成を期したいと思ふ。今回の改革は進駐業務の重要を一マイルストーンであると思ふ。自分運は当該地方民事部長と協議をつづけて形なる協力方法を練る考へてある。予知事會議の語が出来が、多数の縣知事

は発表が餘りに急であつた為しヨリを受付たのは事實であるが、改革の眞意は那辺にあるかの事は各知事に對しても説明に努めて来たが此等の事柄は更によく説明することとする。

尚、各地方連調局長は其管下各府縣側とも連絡して民事部機構改組に際しての希望、質疑等を取るとし又当該地方民事部とも連絡して今後の協力方針を決めたいとあるが自分等が之等の事をとりまとめて九月二十四日、ワツソ大佐と諸令司大佐が説明してくれた事は「府縣單位民事部廃止後の地方民事部の運営方針及之の連絡方法（ワツソ大佐、鈴木局長全談要領）へ別途提出すに付略す」に記述してあるから此の事には觸れず昨日の東京における各地方連調局長會議にて追加的に出て来た問題を一括したから此事に關しての説明を願ひたい云々（右に對して、ワツソ大佐から別紙Cの説明があつた。）



C

迫る要望及質問事項

一問 縣提出の定期報告は一月分と完全に取り纏むる必要あるかと及遠隔地より報告を入手するに困難なる關係があるから締切日を若干繰下りし貰ふ度

答 定期報告は八軍としても本来の限り教を整理し簡素すること、したがう若地方民事部も此線に認め実行せられたい。司令部要示による定期報告の縮小方についても総司令部と連絡中である。其他追て決定の答である。

二問 各府県と日本側と連絡に關しては今後共連調が出来、又連絡調整による用意がある。更に縣の中には連調事務局に係官を駐在せしめたい。希望を有する向もあるから新

答 早に對しては其要望通り之を駐在せしめたい。更にRogawaと連調の連絡方法に就ては現在既に一部に於て実行中である。Rogawaに於ては連調係官を勤務せしめることによる。連絡は一層緊密にすることも考へらる。

答 若何勿論結構であるから連調と地方民事部との間に適當の話し合ひ決定せられたい。

三問 各府県に軍用電話架設方について既に好意的に御取計を得て居るが、地方軍需局に於ては未だ此趣旨が徹底せぬ向もある。様子だから此共衛配慮を請ふ。若軍用電話は日本語を使用することも容認して貰ふたい。当連調中には未だ軍用電話もさもないから是非御配慮願いたい。又外務省連絡局にも之を架設願ひ下す。

0199

RA'-0006

0124

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0200

答

考慮する。尚各早慶渉外課に対する電話架設は既にシグナルコアに連絡済であるから追て実現する筈である。

四問

我々の刑事事件に関連し軍側から捜査又は逮捕令状の発出を要請する場合の手續を重ねて御伺ひしたい。

答

近々何らかの新措置を決定の上通知することに相違なう。

五問

労務関係事務の取扱に付ての軍側機関は東京及神奈川に付ては承知したが、其他の地方に於ける軍側取扱機関は如何か承りたい。

答

千代田以外の機関を任命することになる筈であるが、神奈川県を例にすれば関東民務部経済部員十八名中三名が

労務係官で更に其内の一名が神奈川県労務係官となる筈である。

六問

公安條例に付米軍団管下では作戦部隊駐屯する所では示威行進に付米軍前通告を要すること、なつて居るが、今後此手續は如何なるか。

答

現在の軍に對する處置は追て廢止せられ其必要がなくなり、筈である。

七問

刑事事件に付軍側で取上げられたる者が、日本側處理の爲日本側に移管せられ而も之を起訴せざる場合には日本側から軍側に報告の上諒解を取付け、こと、なつて居るが、今後此取扱は如何なるか。

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0006

0126

連絡局 地方課長 栗山

局長 次長 河野 佐藤 佐藤 佐藤 佐藤

外務大臣 吉田 茂 殿

昭和二十四年十月十二日

液連本第二二〇號

府縣民事部廢止に關連し日本關係官憲の憲兵裁判所との協力方法に關する第八軍當局との會談の件

第八軍 Judge Advocate Section Occupation Courts 係 藤 木 九 郎 黄

仍て本省連絡局の斡旋により十月三日法務府、最高裁判所、最高檢

211017 137 0202

答 悉く手續に付ては今後共大なる変化は有り得ないと思ふが
何れ正式決定のよしを知る事

本村局長より民事局東京移轉後之を總司令部、他り部
局より同連如何と貸向せしに付し
シニバード方針、ドックが經濟政策の關係上恐らく徴税、
向題は別として、かゝる知れぬが其他り民事行政に付すは未
事向事務に付し他り部局が直接日本側とは連絡出来ず
等あり

0201

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

發廳等代表者を同道岡氏を訪れ要領左の如き會談を行つた。本件は民事部整理の問題とも關連あるに顧み不取敢報告する。

本信寫送付先

北海道、東北、東海北陸、京都、近畿、神戸、中國、四國及九州
各連絡調整事務局長

0203

-1-

Crumbly 説明、憲兵裁判所は現在全國に約二十六あるが地方のそれの取扱事件は一ヶ月數件に過ぎざるものあり、旁近く之を一海軍關係を除き一東京、横浜、神戸、大阪、仙台の五裁判所に縮少の豫定である。此内東京は極東軍 Headquarters and Service Group 管下にあるので八軍管轄憲兵裁判所フルタイムの分は四ヶ所のみとなる。Near 解消によりこれからは作戦部隊の駐在しない地方に於ける Provost Court 事件が一番問題になる譯で、即斯る地方で起つた連合國人の犯罪に關し逮捕、捜査、家屋立入又は押收令状は如何に手續せられ如何なる古領軍當局から發出せられるか。又逮捕の上は如何なる方法で何れの Provost Court へ送致するか等の問題が起る譯である。但 C.A. は八軍司令部直屬であるから其管轄標の問題に付ては民事部廢止は直接の影響はない。

右に對し日本側から民事部廢止後は連合國人の犯罪に付てもなるべく日本の刑事訴訟手續を準用せしめられ、ば頗る便利である。即現行犯又は緊急の場合は Res. 所在地の我警察が Region に連絡の上現地の警察に代つて令狀を取付け又は令狀發出はあとで手續してもよ

0204

いことにして貰うと好都合である旨を提議し Brumby より斯る場合米
 國刑法では令状なしに逮捕し得ることを説明。
 鈴木より令状の發給は Region 及憲兵裁判所の外遠隔縣では O.I.O. で
 も取扱える様措置してはどうかとサジェストしブランビー之に賛成
 し研究方を約す。
 日本側より被告人を護送する場合は最寄りの P.O. に届ければよい
 と云う事にして貰いたしと希望。
 判決に至るまでの拘留場の問題如何との質問に對し Brumby よりそれ
 は八軍所屬ストッケードを利用することゝなるべしと答う。
 被疑者に對する檢察一及司法警察一の取調は逮捕地で行うかそれ共
 裁判所々在地で担當するかとの質問に對し Brumby 何れに行うも差支
 なし、又拘留場所の問題も日本側の自由なる旨を答う。
 日本人に依る占領目的違反事件の起れる場合之を日米何れの裁判所
 にて取上ぐるか(御福井の壁新聞問題が一部は P.O. で判決せられ
 同じ事件でも比較的輕きものは日本側へ廻した)を決定する米軍側
 當局は何れかとの質疑に對し Brumby よりこれは民事部の問題ではな

0205

S から Provost Court へ照會せられたいと應答。
 地方と Region 又は P.O. 所在地との電話連絡困難性の問題に付ては
 Brumby より適宜 O.I.O. 利用可然と答え又鈴木局長より縣涉外課にも
 追て軍用電話架設の筈であるからこれも利用し得る旨説明。
 Brumby より前記の常設憲兵裁判所の外に巡回裁判所があるか之は仙
 台の第九軍團に一つあつて地方で起つた事件に關し必要の都度派遣
 されるもので定期的の巡回裁判ではないことを明にした。
 最後に Brumby から本日會談の結果をも考慮に入れ新しい O.D. を作成
 し何れ日本側へも通牒するから之により更に對策を講てられたき旨
 を附言した。
 尙會談中新任 J.A. 長 Col. Silvers 特に來席し日本側の協力を多とする
 旨一場の挨拶を行った。

0206

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



軍部

A/00.2-1

十二月二十日
終局
吉田

一九四九年十二月 日

吉田 總理大臣

第八軍司令官ウオーカー中將宛

今回占領軍当局により実施せられました

地方民事機構の簡素化並に民事事

務の第八軍より總司令部への移管に

関する措置は日本国民が自らのことを

外務省

0208-1

Director, Criminal Affairs Bureau,
General Secretariat, Supreme Court KISHI, Seichi

Liaison Section, General Secretariat,
Supreme Court WAKAO, Hajime

Procurator,
Supreme Public Procurator's Office HASEGAWA, Kiyoshi

Chief, Criminal Affairs Section,
Prosecution Bureau, Attorney-general's
Office MIYASHITA, Akiyoshi

Chief of General Affairs Section,
Correction and Rehabilitation Bureau,
Attorney-General's Office HONDA, Seichi

Liaison Section, Attorney General's
Office TSURUGA, Shichizo

Liaison Section, Yokohama Prison INOMATA, Naomasa

----- 000000 -----

Yokohama Liaison & Coordination Office

鈴木局長 Director T. Suzuki

石出連絡官 Liaison Officer M. Ishide

0207

RA'-0006

0129

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

* cf. "The Japanese will be given more and more responsibilities in the conduct of their own affairs, and as rapidly as they demonstrate their capacity to assume them."

自主的に処理し得る度合に應じ可及的
速かにその責任を日本側に引受けさせる
このマツクアーサー元帥の極めて寛容且つ
理解ある御方針の最も顕著な現われの一
として私どもの深き感銘を以て迎えること
にありませう。

私ども日本国民は終戦後国家再建の第

外務省

0208-2

一步を踏み出してよりこつに第五年目を

迎えんとするに当りまして戦争の創痍

猶残かりぬものがありますとは言え、産

業、経済その他国民生活のあらゆる分

野において終戦当時には到底豫期す

ることゝもせきなかつたほどの改善を遂げ

今や祖国更生の前途は洋々たる希望を

外務省

0209

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0130

の光をのみみ得るに至りましたことはこれ
ひとえに占領軍当局の日本政府並みに
国民に示された絶大なる御好意と凱切
周到なる御指導御援助の賜物以外
ならぬのであります

ことこの間にあつて占領政策の實施
面を担当せらるゝ第八軍民事当局

外務省

0210

の獲けられましたる役割はまことに絶大な
るものがあるのであります。更生日本の今日
あるに寄與せられるその功績は如何に
強調するも強調に過ぎるということはない
のであります。こゝに私は日本政府及び国民
に代り、また私個人と致しまして貴下に
対し深甚なる謝意を表するともに

外務省

0211

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

まれ今後民事事務が第八軍の管掌
 を離れね後におきましても国々の治安問題
 をはしめしその他私どもの直面すべき幾
 多の問題につき引続き第八軍当局の御
 配慮を仰がなければならぬことと思いを
 致し今後一層の御指導と御援助を賜わら
 んことを切に御願して己まなひ次第であります

外務省

0212

今回の第八軍民事機構管掌化に關する措置
 は過去四年余にわたる占領政策の実施に當つ
 て来られた第八軍当局の業績が如何に顕著
 なものであるかを雄弁に物語るものであり
 ますと其の和の精神が教養一致協力して
 國家再建のために拂つて来たこれまでの努力
 の一端が報いられたことを意味するものとして
 公に感謝をあらわしこと

外務省

0213

十百二十三
 本邦に於て
 仰ぐ

レエポト染粉を

占領地を治むるに於ては

〃
 〃
 〃

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

新共の深く感銘するところであり、
 この間にあつて貴民の同郷地、
 は絶えず現地民の
 部を統轄し、我々の各分路にわたる民主化
 産業の発展、全向の名を、市民の福祉増進
 地方自治の推進に
 等、
 貴国日本の再建に、
 大の功をなされ、
 いかげを以て、
 今や更生日本の前途に、
 光明と希望を

0214

外務省

貴国日本の再建に、
 大の功をなされ、
 いかげを以て、
 今や更生日本の前途に、
 光明と希望を
 貴国日本の再建に、
 大の功をなされ、
 いかげを以て、
 今や更生日本の前途に、
 光明と希望を

0215

外務省

December 1949

Dear General Shepard:

Both the government and people of Japan feel a deep sense of joy and appreciation for the steps recently taken by the Occupational authorities to simplify the civil affairs organization of the 8th Army, for they not only eloquently testify to the notable achievements of the civil affairs officials in the enforcement of the policies of the Occupation in the past four years and more, but also signify that the efforts made by cooperation between our government and people in the reconstruction of our country have not been fruitless.

May I take this occasion to express ^{to you} my heartfelt thanks to you for the tremendous contributions which your Section and all the Civil Affairs Units under your command have made through personal guidance and assistance, always in the closest contact with our local officials and citizenry, to the reconstruction of postwar Japan through the democratization of our country, rehabilitation of our industries, stabilization of our economy, ministrations to the welfare of our people, furtherance of local autonomy and other fundamental and significant measures. These contributions have moved us deeply. They light the way ahead and fill us with hope for the future.

I am delighted to know that the Civil Affairs Section is to be created in the General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers and that you as its chief are to continue to preside over civil affairs. It is my sincere hope that you will continue to lend your guidance and assistance in no less measure than in the past in the efforts we are still required to make in the rebuilding of our country.

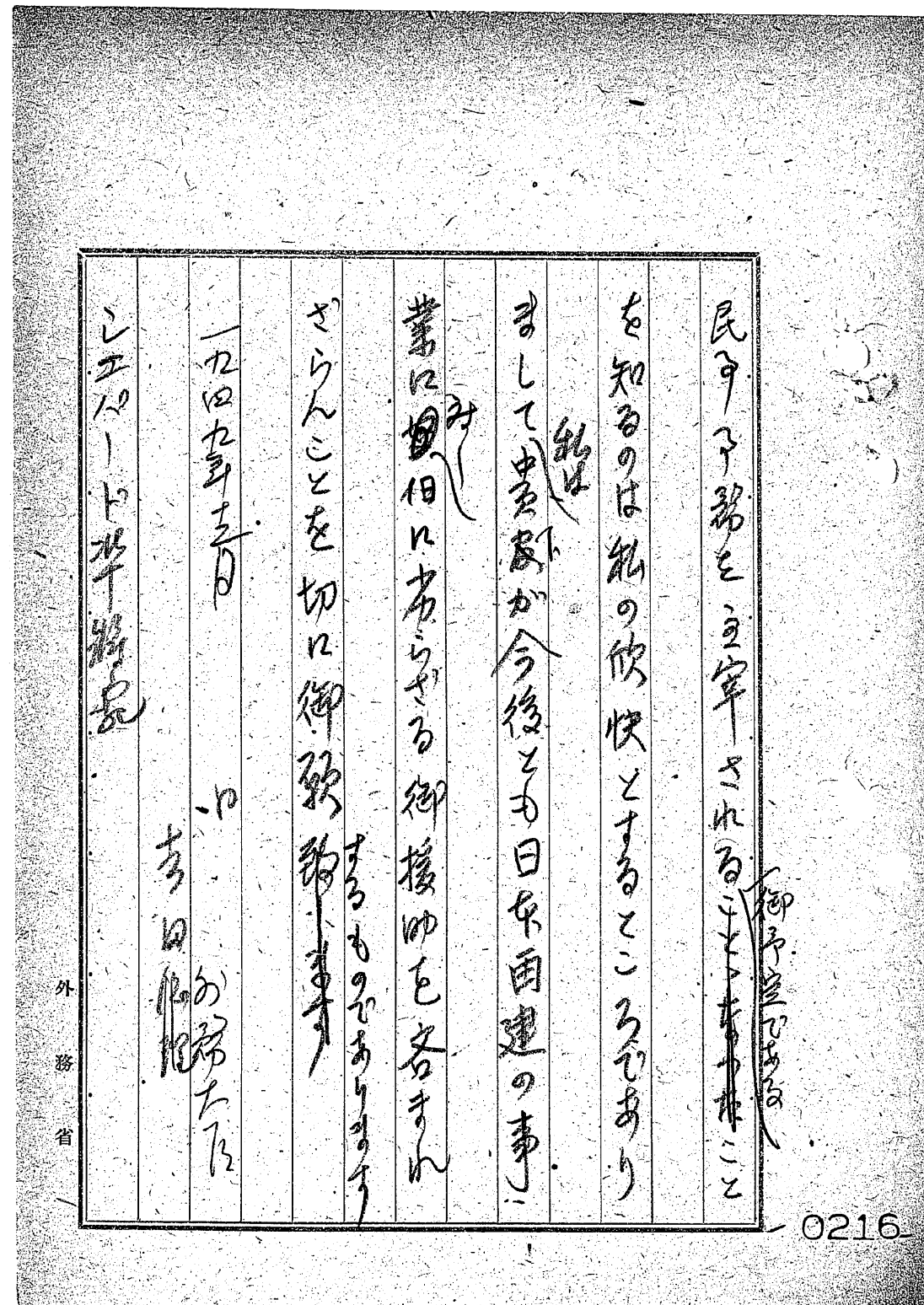
Sincerely yours,

Minister of Foreign Affairs.

Brigadier General W.P. Shepard
Chief, Civil Affairs Section
Headquarters, 8th U. S. Army
Yokohama.

0217

RA'-0006



0216

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



連絡局地方課長

本酒

近連合第三五八號

昭和二十四年十月十二日

寫

近畿連絡調整事務局長

殿

府縣民事部の改編に伴う民事關係報告の提出先に関する件

府縣民事部中十一月末日の廢止予定期日以前に若干の誤を廢止するものがあり、從來日本側各機關から提出して来た報告の取扱は振りついで問合せがあつたので近畿民事管區の意向を確めた處、十月十一日の浦り口頭指示があつたから夫々右の浦り措置せられたく、尙貴管内關係日本側機關にも右の趣、御傳達せられたる。各府縣民事部の連絡將校を指名され、廢止された課の仕事については

近畿民事管區と必要を連絡を行うこととなつてゐるから、該報告は右連絡將校に提出すること。

連絡將校が直接民事管區へ提出するよう指示した場合にはその指示に従うこと。

近畿民事管區では目下從來各府縣民事部が日本側から提出を求めた各種報告を檢討中であり、越らく十一月初旬頃には今後民事管區へ提出すべき報告の種類を決定し得る見込みのことであるから、右接到次第追報する。

本信宛先 近畿二府四縣知事、大阪、京都、神戸各市長
本信會送付先 外務大臣、横濱、京都、神戸各連絡調整事務局

24101
90

0218

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0006

0135

連絡 局 地方課長

四連調才三九号

昭和二十四年十月十三日

四國連絡調整事務局

外務大臣殿

高知民事部存置方に関する陳情書並に
各民事部長に対する感謝状贈呈に関する件

高知民事部廃止に關連して高知縣においては高知民事部の
存置方を別添字(甲)の通り(英訳文省略)縣知事、縣会
議長、市長、市會議長、商工會議所会頭の連署を以て
四國民事部長、才一軍團長及才八軍司令官に陳情したか
右に対し今般才一軍團司令官より別添字(乙)の如く書
簡が發せられ京都書教局よりの依頼により右書

四國連絡調整事務局

0219

241017
20

12

簡之前記各署名人に送付した。

高知縣を除く他の三縣においては地元民事部の存置陳情の
代りに縣議會の決議として感謝状を贈呈す。模様である。

右御参考まで。

本信字送付先

横浜、京都

0220 20

四國連絡調整事務局

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

甲

高知縣知事	桃井直美
高知縣會議長	横山徳郎
高知市長	山本 璋
高知市會議長	中島竜吉
高知縣商會議長	入交大藏
東京連合軍司令官	マツアサキ元帥殿
横濱第八軍司令官	ウヰーカー中將殿
京都第一軍團長	クルター少將殿
四國地区民事部長	ピツス 大佐殿

高知民事部廢止に關する陳情
 環署の砌閣下(貴官)には愈々仰健勝の故衷心より

四國連絡調整事務局

0221

お喜び申上げます。扱て一九四五年十月末國軍政會官仰東高以來
 現在の高知民事部に至る迄約四年間高知縣の民主化並に復興
 に就き絶大な御厚意と御援助を賜はり未だ不充分であります
 今日の状態に至り得ました事を心から厚く御礼を申上げます。
 今後共我々高知縣民は民事部の御指導を得て物心両方面の再建
 のため一層の努力を致し一日も早く自主の域に達し得て、貴國民
 の御同情に酬いたいと決心して居る次第であります。
 然しながら現状としては今暫く民事部當局の御支持を得ることを
 熱望せざるを得ぬ状態でもあります。然る処最近新聞紙上涉
 外局より發表された所によりますと地方民事部は本年末を以て
 廢止せしむとの事で我々としては軍の御方針を諒識することと許され
 ん事は充分に承知致して居りますが、前述の様な現況にあり且
 台領政策に基き日常事務の処理に就いても民事部の全廢は

四國連絡調整事務局

0222

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

HEADQUARTERS I CORPS
UNITED STATES ARMY
OFFICE OF THE COMMANDING GENERAL

Mr. Tazo Irimajiri,
President of Chamber of Commerce
and Industry of Kochi Prefecture,
Kochi, Shikoku, Japan

Mr. Ryukichi Nakajima,
President of Kochi Municipal Assembly,
Kochi, Shikoku, Japan

Mr. Susumu Yamamoto
Mayor of Kochi City
Kochi, Shikoku, Japan

Mr. Naomi Momoi
Governor of Kochi Prefecture
Kochi, Shikoku, Japan

Mr. Tokuro Yokoyama,
President of Kochi Prefectural Assembly,
Kochi, Shikoku, Japan

Dear

Your petition for the retention of the Kochi Civil Affairs Team and Lt. Colonel O. A. Axelson in Kochi Prefecture has been present to me. Due to General MacArthur's directive providing for the dissolution of the prefectural Civil Affairs Teams, it is not possible for me to grant this request.

When the reorganization has been completed, the responsibilities of the prefectural Civil Affairs Teams will be assumed by the Civil Affairs Region. Good liaison between your prefecture and the Civil Affairs Regional Teams will permit the same efficient operation that has prevailed in the past. Moreover, the dissolution of the prefectural Civil Affairs Team will afford you a greater opportunity to develop your local autonomy.

Thanking you for your interest, I remain,

Sincerely yours,

JOHN B. COULTER
Major General, USA
Commanding

0224

非常な影響があるかと考へらるるのみならず、勝手を希望とは存
いませぬが民事部機構を縮小して存置するも少くとも高級将校
の方お一人が高知に勤務して戴き日常の市指導を願うと共に
総合的に事務上の問題も解決出来る様中配慮願へれば我々の
喜びはこれに過ぎるものはありません。

若し我々のこの希望が許されるならば現高知民事部長のAマクセル中佐
の市着任以来一年四ヶ月間の市活動と市手腕並に市人格には縣民一同衷心
より感謝し深く敬意を表して居る次第であります是非共今中佐に
今暫く市在勤務する様中配慮願へますならば我々の縣民の感謝意激は
筆を盡す程であります。以上我々高知縣民の熱望を免遠慮
に申し述べましたこととお許し願うと共に我々の気持を中察の上我々の希望
が許される様中配慮願へますこととを期待申して居ります。終りに閣下(首官)
には増々市健康で市活動遊ばさることをお祈り申上げます。

四國連絡調整事務局

0223

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

連絡
地方課長

別紙添付

近畿本第二四八號

昭和二十四年十月十七日

近畿連絡調整事務



外務大臣 殿

近畿管内府縣民事部各課閉鎖期日に關する件
本件に關し、十月十五日近畿民事管區から、別添の通り近畿二府四府民事部各課の閉鎖予定期日の通報を受けたから右報告する。なお、同民事管區では十一月一日以降全業務に於いての責任を同管區に移し、各府縣民事部の残存人員は直接同管區各課から指揮することとするよう計畫中の趣である。

本信書送付先 横濱、京都及び神戸各連絡調整事務局、

近畿二府四縣知事

近畿連絡調整事務局

0225 241020 134

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

CLOSING OUT OF SECTION IN TEAM

	OSAKA CA TEAM	KYOTO CA TEAM	HYOGO CA TEAM	SHIGA CA TEAM	NARA CA TEAM	WAKAYAMA CA TEAM
Administrative Section						
Economics Section	1 Nov	1 Nov	1 Nov	1 Nov	17 Oct	1 Nov
Labor Section	1 Nov	1 Nov	1 Nov	1 Nov	17 Oct	1 Nov
Civil Informa- tion Section	1 Nov	1 Nov	1 Nov	15 Oct	1 Nov	13 Oct
Civil Educa- tion Section	15 Oct	19 Oct	20 Sept	1 Nov	15 Oct	8 Oct
Legal & Govern- ment Section	15 Oct	15 Oct	1 Nov	15 Oct	15 Oct	10 Oct
Finance & Civil Property Section	1 Nov	1 Nov	1 Nov	1 Nov	1 Nov	13 Oct
Public Health Section	14 Oct		19 Oct		17 Oct	10 Oct
Public Welfare Section	15 Oct	1 Nov	20 Oct	1 Nov	15 Oct	1 Nov
Supply Section						

0226

連絡局 地方課長

秘

東海調整第二〇九號

昭和二十四年十一月十七日

東海北陸連絡調整事務局
局長 宮崎

外務大臣 吉田 茂 殿



民事部の區劃を日本行政官廳の管轄區域と一致せしむる案に關する件
東海北陸地方民事部長の内話によれば第八軍方面では民事部が
の管轄に入り第八軍を離れるので従つて軍團の管區と關係なく民
事部の管轄を決められることとなつたので民事部の區劃を日本行政
官廳の管轄區域と一致さす様静岡縣を東海北陸に、福井縣を近畿に
編入してはどうかとの案がある。とのことである。
當地出先官廳は民事部の區劃と管區の一致する檢察廳以外は舉つて
右案に賛成して居り愛知縣知事、名古屋商工會議所もその實現を望
んでいる。福井縣知事も近畿編入に賛成の様であるが、静岡縣知事

東海北陸連絡調整事務局

0227

241121

は相不變關東地方に留ることを希望しているやに聞及んでいる。

本信寫送付先 横濱、京都、近畿連絡調整事務局長

東海北陸連絡調整事務局

0228

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

幸便

連絡局

地方課

秘

漢連機密本第二三三號

昭和二十四年十月二十日

横濱連絡調整事務局長

局長 鈴木 九

茂 殿



0229

新關東地方民事部發足迄の順序に關する件

現在東京都民事部長ホーリングヘッド氏は現關東地方民事部長デ
トン大佐に代る事に内定して居るが正式任命が無いので機微な状
態に在るが十月二十日第八軍民事務局長ワッツ大佐に面會の機會に此
點に觸れたところ同大佐は左の通り内話した。
現在各都縣の民事部よりワリアンの民事要員を關東地方民事部
へ續々轉任させて居るが充分の人数が轉任済み次第デントン及ホーリ

外務大臣 吉田

1 (A) A/0.02-1

0230

ングヘッド兩大佐の間で話合ひの上現在の關東地方民事部の管轄下の
諸都縣(東京、千葉、茨城、栃木、群馬、長野、山梨、埼玉の八都縣
で神奈川、静岡兩縣を除く)の民事事務責任をホーリングヘッド大佐
に移す期日を決め第八軍民事務局に報告し其許可を得た上同期日から之
を正式に移し十二月一日にホーリングヘッド大佐が神奈川及静岡兩縣
を加へた新管轄全地域の民事事務の責任をとり板橋の現關東地方民事
部は現東京都民事部の建物に移る事となつた。尙神奈川、静岡の兩縣
民事部は十一月三十日夜半迄はとにかく残存し要員が減り當該課員の
居なくなる課の問題は直接第八軍民事務局へ廻す様にする筈である。
尙各都縣から關東地方民事部へ轉任しつつある新要員中には既に管轄
下の地方巡視を始めて居る向がある。

本信寫送付先 各地方連絡調整事務局長

保
三ノ下
山手
山手
山手

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0006



外務大臣 閣下
連絡調整事務局 地方局長

京連地會第一五九號

昭和二十四年十月二十一日

京都連絡調整事務局 局長 成田勝四郎

附屬添付

241024

0231 182

第一軍團管下各地方連絡調整事務局長宛

第一軍團司令官、參謀長及び民事部長に謝意表明の件
過般連絡調整事務局長會議の際話合のあつた第一軍團司令官及び民事部長に對する謝意表明の件に關し、木村京都府知事等とも協議の上、別紙具体案を作成したから、御賛同願ひ度く、貴局管下各府縣知事にも御説明の上右に對する貴局長並びに貴局管下各府縣知事の御意見お取りまとめの上、十一月十日迄に御回報願ひたい。

本信 遼先 東海北陸、近畿、神戸、中國、四國、九州
本信 寫送付先 大臣、横濱

RA'-0006

0143

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第一軍團司令官參謀長及び民部部長に謝意表明の件

先般發步された占領軍民部組織の改廢に因り來る十一月末日を以て第一軍團民部部は解消し爾後、軍團は民部關係の職能を一切持たないことになつた。軍團民部部創設以來同部は管下地域に對して特に熱心目づ積極的な指導と援助を與えられ我國の再建に大いに寄與されたのであつて我々として感謝に堪えないところである。よつて同民部部の廢止に際し軍團管下の府縣知事及び連絡調整事務局長合同にて軍團司令官コイルター少將、參謀長ハリソン代將及び同民部部長バインズ大佐に對し左記により感謝の意を表明することと致し度く、御贊同を願う。

記

一 運名にてコイルター少將、ハリソン代將及びバインズ大佐に感謝狀を贈ること。

二 各府縣及び運調より貳千圓以内の實費を據出し右を以て紀念品を三氏に贈ること。

三 感謝狀及び紀念品は十一月下旬關係者代表東京都に參集して贈呈すること。

四 感謝狀の起草及び紀念品の購入は京都府知事及び京都運調局長に一任すること。

0232

第一軍團司令官コルター少將に對する感謝文(案)

今般貴軍團司令部が、マツカーサー最高司令官の御方針に基き、十一月末日をもつて、府縣民部と共に閉鎖せられる運びとなり、民政に關する限り貴司令官と我々との直接の關係が絶えることになりましたことは、我々の轉た寂寥に堪えないところであります。

貴司令官が第一軍團司令官として御着任以來日本の民主化、地方自治の進展、經濟の安定に多大の御指導を賜わり、國民の國家再建の努力に深い理解と同情を示されその福祉増進に援助を與えられましたことに對し、軍團管下二十八府縣知事及び七連絡調整事務局長は茲に深甚の謝意を表する次第であります。

今次の民部停止の措置は、實に過去四年有余に亘る占領政策の結實であり、換言すれば日本民主化進展の徴とも稱すべく、取りも直さず閣下の御盡力の輝きを意味するものであります。同時に我々は、今次の措置に依り課せられた貴務の愈々重大なるものあるを信ずるものでもあります。今後はこの重責を果すため普偏民部品の御指導の下に、一層の努力を傾倒し、以て貴司令官の御期待に副い且つ日頃の御懇情に報いたいと固く決意してゐる次第であります。

茲に貴司令官の御懇篤なる御指導に對し重ねて感謝の意を表すると共に御健康を心から御祈り致します。

昭和二十四年十一月 日

代、表 京都府知事 木村 尊

代、表 京都連絡調整事務局長 坂田 勝四郎

第一軍團司令官

J. B. コルター少將閣下

(參謀長宛は右と同趣旨のものとする)

0233

第一軍團長官部長グーレンズ大佐に對する感謝文(案)

今次民部組織改変に伴い、第一軍團長官部長が停止せらるるに當り、軍團管下二十八府縣知事及び七連務調整事務局長は、茲に今日迄貴官が與えられた懇切なる御指導、御援助に對して深く謝意を表します。翻れば昨春貴官が第一軍團軍政關係先任將校に御就任以來、貴官の指導せられる軍團長官部長は日本の民主化、經濟の安定、地方自治の健全な發展に絶大な御指導を賜わり、貴官は親しく管下各府縣を巡視せられて新生日本の再建に努力する國民を激勵せられ、地方官公吏に適切な示唆、勸告を與えられたことは、管下各府縣民及び官公吏の深く感銘してゐるところであります。

殊に法令の嚴正な適用、社會の謬論維持につきたえず鞭撻を與えられた結果、治安の確保に格段の進展を見るに至りましたことは我々の喜びに堪えないところであります。

又日本民主化促進の一方法として今春第一軍團長官部長の發意により管下全域に亘つて實施されました成人教育は既に聽講者二百萬を超え現在も續行中で民主政治の具體的實行に關して國民を啓發するとこ

ろ多大であります。本計畫の進展により民主政治下市民としての權利義務の認識を深め、その行使履行の指針が與えられることを確信するものであります。

更に貴官部長は經濟安定こそ平和日本自立の根本であることを認識せられ、徴税、供米の促進に努力せられ經濟復興委員會の設置を示唆して、各地方独自の安定計畫遂行を計られたのであります。幸にして徴税、供米とも順調に進行し、經濟復興委員會も着々實績を挙げつ、あつて經濟安定九原則は一般國民に普及し、各地方の安定計畫遂行に對する熱意は昂揚されてゐるのであります。

然し乍ら今尚諸種の困難な問題が残つてゐるのであります。此の際軍團長官部長が停止せられ又民部部長としての貴官の御援助を失ふことは誠に心残りの感があるのであります。我々は民部組織改変の趣旨に従い從來の御指導の意を体して、自主的に地方自治の發展と經濟安定に努力せんとするものであります。

終りに貴官の御健康と御幸福を祈ると共に貴官の下で各般の指導援助を蒙つた民部係官各位に我々の深甚な謝意を傳達せられるよう御願ひ致します。

0234

電信寫

A'1.0.0.2-1

昭和二十四 二四六四 平 京都 十一月 十日 午後 二時 五十分 發 連地
 本省 十一月 八日 午後 四時 〇分 着

外務大臣 成田事務局長

第二七号 (民事部廃止に関する件)

第一軍團民事部長は本日本官に対し軍團民事部は十一月十五日をもつて廢止せられる旨と並びに同日以降当事務局は一般リエソ業務のほか公安に關しては同司令部G12予算の節減、翻譯及び労務の調査監督に關しては新たに設置せられるサブ、セクション(大臣あて拙信第二五七号参照)にタイアップして引継ぎ能力ありたい旨述べた。

横浜並に軍團管下各地方連調に転電ありたい。(了)

配布先 連地、大臣、政務次官、次官、政務局長、連絡局長、次長、政務、連整、連地、文、電

0236

外務省

昭和二十四年十一月 日

代表 京都府知事 本 村 博
 代表 京都連絡局長 成 田 勝 四 郎
 代表 整務局長

第一軍團民事部長 パーソナル大臣 殿

0235

RA'-0006

0147

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(分類 A'1.0.0.2-1)

7275

宛先

一 東海北陸連調事務局長
 二 近畿連調事務局長
 三 神戸連調事務局長
 四 中国連調事務局長
 五 四国連調事務局長
 六 九州連調事務局長

(備考 横濱連調事務局長へ送付)

0238

電 信 案	全文 (マキマ)	暗略	電送第 7280 號	主管 連調局長
		昭和 24 年 11 月 11 日 時 01 分 發	主任 地方課長	昭和 24 年 11 月 11 日 起草 平井
外 務 省	別添 十月十日附成田京都連調事務局長弁大臣へ入電報文号	件名	宛	發
		合 第 三 四 〇 號	宛先別表の通り各處 民衆部禁止に関する件	外務大臣
		記録件名		

(日本標準規格 B5)

0237

RA'-0006

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

陸 軍 省
陸 軍 部 長

京連第三一七號
昭和二十四年十二月十六日

第一軍團司令官以下へ感謝状贈呈に関する件

標記に関する連絡左の通り何等御参考まで報告する。

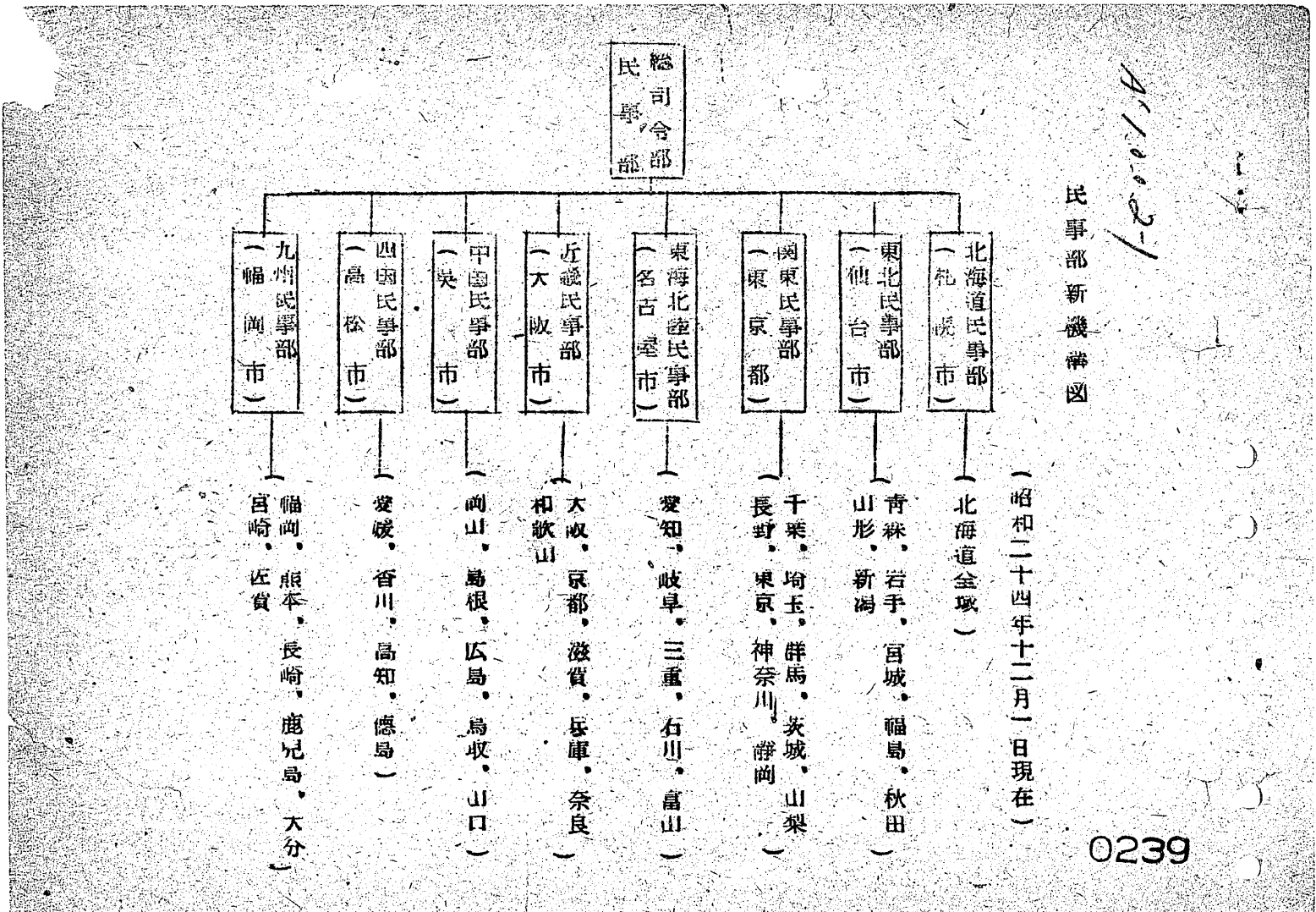
〔九月末東京における連調局長會議の際第一軍團管下各局長の間に軍團民事部の今回の解消に對つて、軍團司令官、參謀長等に對しその日本の地方行政に與された長官間の努力に對し、何等かの形

京都連絡調整事務局
局長 坂田 壽 郎

附屬添付

京都連絡調整事務局
1220

0240 225



RA'-0006

0149

て謝意を表明したいとの意見が持上つたので本官、本村京都府知事等と協議した結果、各府縣及び連調から二千圓宛贈出して感謝状と記念品を贈ることとなり、軍團管下の各府縣知事及び連調局長等の意向を打診してみたところ全郡の賛同を得たので早速その具体化に着手した。

一感謝状は疊書して各知事及び連調局長が署名捺印したものを巻物に表装することとし、また記念品については余り高價な物もはばかられたので種々研究した結果、結局七寶の花瓶一對宛を贈ることと決定した。

二ただし感謝状の表装には可なり時間がかかると到底民事部解消の十一月末までには間に合わないことが判つたので感謝状の英文譯を先ず本文に代へて、前記記念品と共に手交することとなり、京都市海陽ホテルにおいて十一月二十九日午後三時より司令官、参謀長、民事部長を始め司令部高官を招き、各連調局長及び知事等

の列席のもとに贈呈式を舉行した。感謝状文案及びその列席者は別紙の通りである。

四この贈呈式において、フルネー司令官及びパインズ参謀長より別紙の如き丁寧な挨拶があつた。式終了後、コラナルパーティを開き、主客人を饗つて歡談に打うつらぎ極めて愉快な雰囲気の中で散會した。

（第一軍團司令官コルター少將宛）

感 謝 状

閣 下

今般マツカーサー最高司令官の御方針に基き、貴軍團民事部が府縣民事部と共に閉鎖されることとなりました意義に付きましては我々は十分了解致して居りますが、これにより民政に關する限り貴司令官と我々との間の從來忝うした様な直接の關係が絶えることになりましたことは、我々の轉た寂寥に堪えないところであります。

閣下が第一軍團司令官として御着任以來深い理解と同情を以て日本の民主化、地方自治の進展、經濟の安定、國民の福祉増進に絶大の御援助と御指導を賜りましたことに對し軍團管下二十八府縣知事及び七連絡調整事務局長は共に深甚の謝意を表する次第であります。

今次の民事部廢止の措置は、實に過去四年有餘に亘る占領政策の結實であり、換言すれば日本民主化進展の徴とも申すべく、殊に第一軍團管下が特筆すべき成果を得ましたことは取柄も直さず閣下の御人格と御盡力の輝きを意味するものであります。

同時に我々は、今次の措置に依り課せられた責務の愈々重大なるものあるを感ずるものでありまして今後はこの重責を果すため管區民事部の御指導の下に、一層の努力を傾倒し、以て貴司令官の御期待に副し且つ日頃の御熱情に報いたいと固く決意している次第であります。

茲に貴司令官の御懇篤なる御指導に對し重ねて感謝の意を表すると共に御健康と御繁榮を心からお祈り致します。

昭和二十四年十一月二十九日

富山縣知事	高 辻	武 邦
石川縣知事	柴 野	和 喜
福井縣知事	小 幡	治 和
岐阜縣知事	武 藤	嘉 門
愛知縣知事	青 柳	秀 夫
三重縣知事	青 木	理 夫

0243

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

米國第一軍團司令官
ジョーン・ビー・コールドー少將閣下

長崎縣知事 杉山宗次郎
熊本縣知事 櫻井三郎
大分縣知事 細田德三
宮崎縣知事 安中忠
鹿児島縣知事 重成
東海北陸鐵道局長 官崎章
京都運輸局長 成田勝四郎
近畿運輸局長 島田重信
神戸運輸局長 田中三男
中國運輸局長 板垣修
四國運輸局長 大隈
九州運輸局長 結城司郎次

滋賀縣知事 服部
京都府知事 木村
大阪府知事 赤間
兵庫縣知事 岸田文
奈良縣知事 野村幸
和歌山縣知事 小野真
鳥取縣知事 西尾
島根縣知事 原廣
岡山縣知事 西岡常
廣島縣知事 楠中
山口縣知事 岡部龍
徳島縣知事 増原五郎
香川縣知事 青木重
愛媛縣知事 桃井直
高知縣知事 杉本勝
福岡縣知事 沖森
佐賀縣知事 源

吉澤 三雄 作次郎 治次郎 吉澤 猪次郎 吉澤 臣次郎 一等

0244

RA'-0006

0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Colonel John J. Burns,
Civil Affairs Officer, United States I Corps.

Dear Colonel Burns,

On the occasion of the dissolution of the Civil Affairs Section of the First Corps we, the governors of twenty-eight prefectures and directors of seven Liaison and Coordination Offices in the First Corps area, desire to express our heartfelt gratitude for your kind guidance and assistance of an inestimable value invariably accorded us in the past.

Looking back on the past year and a half since you took up the post of Senior Military Government Officer of the First Corps, the officials and citizens of the prefectures concerned can not but feel greatly indebted to the manifold activities of your section for speeding the democratization of our country, the stabilization of our economy and the wholesome development of local self-government. We specially appreciate the part you have personally undertaken in making inspection tours of the prefectures, encouraging the people in their endeavors to rebuild the country, and giving valuable suggestions and advices.

0245

- 2 -

Thanks to your constant exhortations for the strict enforcement of law, and the maintenance of the public peace, we have been able to achieve a notable improvement in social security.

The adult education program, which was launched on the initiative of your section last spring and is still going on, has proved eminently successful in disseminating the working knowledge of democracy, its classes having been attended so far by more than 2,000,000 citizens. This program is bound to bring to the people a fuller comprehension regarding the rights and obligations under democracy and the proper way of exercising the same.

Furthermore, the First Corps Civil Affairs Section, recognizing that economic stabilization is the foundation for a peaceful and self-supporting Japan, has helped promote tax payment and food deliveries, and also suggested the establishment of the Economic Recovery Committees. As a result, the tax and crop collection is making satisfactory progress. The Economic Recovery Committees are yielding tangible results, familiarizing the public with the Nine Economic Principles, and arousing popular enthusiasm for the implementation of the economic stabilization program in all areas.

0246

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

In the face of the many difficult problems which remain to be solved, we very much regret to have to lose your personal assistance and guidance. We are resolved, however, to continue to devote ourselves under the new system to the development of local autonomy and to the stabilization of economy, bearing in mind the lessons we have learned from you in the past.

We thank you again and wish you good health and happiness, and request you to convey our most sincere thanks to all the officers and men of your section.

Nov. 29, 1949

TAKATSUJI, Takokuni
Governor of Toyama Prefecture
SHIBANO, Wataro
Governor of Ishikawa Prefecture
OBARA, Harukazu
Governor of Fukui Prefecture
MUTO, Kamon
Governor of Gifu Prefecture

0247

ROYAGI, Hideo
Governor of Aichi Prefecture
LOKI, Osamu
Governor of Mie Prefecture
HATTORI, Iwakichi
Governor of Shiga Prefecture
KIMURA, Atsushi
Governor of Kyoto Prefecture
AKAMA, Bunzo
Governor of Osaka Prefecture
KISHIDA, Yukio
Governor of Hyogo Prefecture
NOMURA, Mansaku
Governor of Nara Prefecture
ONO, Shinji
Governor of Wakayama Prefecture
NISHIO, Aiji
Governor of Tottori Prefecture
HARA, Fujiro
Governor of Shimane Prefecture
NISHIOKA, Hirokichi
Governor of Okayama Prefecture
KUSUNOSE, Tsunoo
Governor of Hiroshima Prefecture

0248

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0154

TANAKA, Tatsuo
Governor of Yamaguchi Prefecture

ABE, Goro
Governor of Tokushima Prefecture

MASUHARA, Keikichi
Governor of Kagawa Prefecture

AOKI, Jushin
Governor of Ehime Prefecture

NUMAI, Naomi
Governor of Kochi Prefecture

SUGIMOTO, Katsuji
Governor of Fukuoka Prefecture

OKIMORI, Genichi
Governor of Saga Prefecture

SUGIYAMA, Sojiro
Governor of Nagasaki Prefecture

SAKURAI, Saturo
Governor of Kumamoto Prefecture

HOSODA, Tokuju
Governor of Oita Prefecture

YASUNAGA, Tadao
Governor of Miyazaki Prefecture

SHIGENARI, Itaru
Governor of Kagoshima Prefecture

0249

MIYAZAKI, Akira
Director of Tokai-Hokuriku Liaison
and Coordination Office

NARITA, Katsushiro
Director of Kyoto Liaison and
Coordination Office

SHIMA, Shigenobu
Director of Kinki Liaison and
Coordination Office

TANAKA, Mitsuo
Director of Kobe Liaison and
Coordination Office

TTAGAKI, Osamu
Director of Chugoku Liaison and
Coordination Office

OKUMA, Wataru
Director of Shikoku Liaison and
Coordination Office

YHUKI, Shiroji
Director of Kyushu Liaison and
Coordination Office

0250

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

駐米大使館参事官名簿

第一軍団

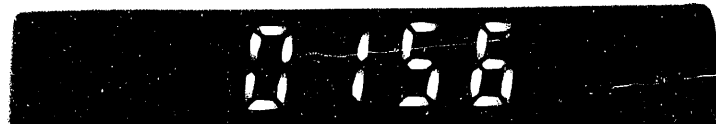
軍司令官 ジョージン・セコイ・ルネイ少将
 参謀長 ユージン・エル・ハリソン代将
 民務部長 ジョージン・ゼ・バリンズ大佐
 レオ・ジ・クラーク大佐
 全 夫 人
 全 夫 人
 全 夫 人
 ジョージン・イ・ハートマン大佐
 全 夫 人

日本

富山前知事代理 出納長 石坂敬三郎
 福井縣知事 小川治和
 岐阜縣知事代理 渉外課長 小川功
 滋賀縣知事代理 副知事 岡本三良
 京都府知事 木村惇
 京都副知事 全 夫 人
 大阪府知事 赤井上清
 兵庫縣知事 岸田幸三
 山口縣知事 田中龍夫
 愛媛縣知事 青木重臣

0251

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

①
A/10.0.2-1
2/2/26

遠 絡 局
地方

仙連第八號
昭和廿五年一月十一日

外務大臣
吉田茂殿

東北民事部機構一部變更の件
貴電合三七〇號に關し、右の如く報告する

一、徵稅關係
名稱 Sendai Field Branch Internal Revenue Division
ESS, SCAP (民事部より獨立)

場所 仙台市國分町東北民事部内
所管地域 東北六縣(新瀉を除く)

長 官 Mr. Paul F. Trotman
職員なし

二、O P O 關係事務は從來通り東北民事部經濟課において擔當する

26

東北連絡調整事務局

0253

記帳済

東京連絡調整事務局長
近畿連絡調整事務局長
神戸連絡調整事務局長
中部連絡調整事務局長
四國連絡調整事務局長

大 阪 田 島 廣 益
限 有 中 興 夫
三 重 廣 田
沙 修 男 廣 郎 八 章

0252

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



(分類 A/1002-1)

電 信 業	外 務 省	本件取止めとなった旨十六日中央から連絡があった由	十一日付近連本第八号往信に關し	近畿連調発大臣宛電報方一〇号転電	電送第	0419	號	主管	連地
					略	28年	月	2	日
					件名	横浜、京都、神戸、各地方事務局長			發
					記録件名	管区京都移駐の件			大臣

電信課長

主任

昭和二十五年一月三十一日起草

21

記帳済

0255

(日本標準規格B5)

A/1002-1

(*)

極秘

京連第九號

昭和二十五年一月十二日

京都連絡調整事務局
局長 大隈

外務大臣 殿

第一軍團司令部廢止の時期に關する件

一月十日附京連第三號拙信に關し、
一月十一日日本官着任挨拶のため、京都〇I〇隊長ハッチソン大尉を
往訪した際、同大尉は「第一軍團司令部は本年三月末を以て機能を持
止することになつておるが、右今回の措置は〇I〇には何等影響を
及ぼすことはない」と語つた。御参考まで

本信寫送付先 各連絡調整事務局長

京都連絡調整事務局

0254-2 25116 204

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

發信用執務用		主信 12 - 12	
附	甲		
	乙		
	丙		
	丁		
備考	A'10.0.2-1		

幸便
河崎事務局長
調務局長

文書課發送日	昭和廿五年三月拾八日	淨書	正校(原稿)	(淨書)
主	連絡局長	任	地方局長	昭和廿五年三月十七日起草
連地	合第三四〇號	昭	和	昭
		和	廿	五
		年	三	月
		三	月	十
		日	附	屬

文書課長

先付送寫	名 人 信 受	名 人 信 發
地方民事部	各連調事務局長	大臣

名 件 地方民事部の機構及び機能に関する件

本件月十日附仙連第八九号公信巻もつて東北連調事務局長から報告越し在本件に關し十六

公 信 案

外 務 省

17 61

仙連第八九號
昭和廿五年三月十日

外務大臣
吉田 茂殿

地方民事部機構及び機能に關する件

仙台調達局の新廳舎物色問題に關聯して當地第二調達區側より廣瀨局長に對し「來る六月末頃東北民事部の建物が搬遷される筈だから右建物を調達局にて使用したら如何か」との非公式のサゼスチョンがあつた趣である。又最近北海道に出張して歸途仙台に立寄つた調達廳關係者の話に依ると目下北海道民事部が使用中の建物が近く返還されるとの噂が札幌であつた由である。

上記の次第に鑑み米國の新會計年度七月一日頃を期して各地方民事部の機構と其機能が更に大幅に縮少或は場合によつては廢止されるのではないかと想像される。右何等御參考迄に取敢えず報告する。

尚東北民事部に於ては未だ右の如き動きは確め得られないが判明次第隨時報告する。

本信は可先 各地に連調

0256

東北連絡調整事務局
局長 表江 晃

記帳済
昭 和 廿 五 年 三 月 十 四 日

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

公 信 案

外 務 省

右御参考まで。
本信宛先 各連調事務局長

0259

公 信 案

外 務 省

日連絡向河崎事務官が總司令部(北見)民
事局長(北見)と面會の節聞き込んだと
ころでは先^方としては本年七月頃に地方民事部を
廃止しまたは機構を縮小するような計画は
なくかつ噂が流布されることは地方民事部の
今後の運営にも悪影響を及ぼす懸念がある
趣旨を語っていた趣である。

0258

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

連絡局長
地方課長

中連調第一一九號

昭和二十五年三月二十二日

外務大臣 殿

中國連絡調整事務局長

幸便

民事部機構に関する件

先般本官コワルスキト中國民事部長と同行管内視察旅行の際民事部機構の將來に關し種々意見を交換したが本官より一地域民事部がハ・フ・ウエイの機構に見受けられること、大きな問題は概ね軌道に乗つた今日民事部は益々地方的内部的問題に巻き込まれる傾向があり民事部としても立場に困ることが多いのでは無いかと述べたに對しコワルスキ大佐は「全く同感である縣民事部が廢止された後は中國民事部だけで五縣をカバーするには非常な努力が要る。民事部のシビリティも現在の業務に餘り熱がなくなつてゐる。自分は適當の時期には

終戦連絡中國事務局

0260

25.3.24
250

地方民事部を廢止し若し必要ならば大阪名古屋等の主要地に少數のモデル民事部を發せはよいと言ふ考えを持つてゐると述べた。

其の後本官東京出張より歸任の後トルーデン民事部次長に對し東京では六月頃地域民事部が廢止になるかも知れないと言ふ噂が相當ある旨述べた處同次長は「そんなことは絶対にないと思ふ。コワルスキ大佐は最近日本勤務のエキステンションを求められ多分五月一日には總司令部民事局勤務(ワッツ大佐の後任)となることとなつてゐるが若し民事部廢止の方針が定つて居ればわざわざそう言ふ措置を採る筈がない」と強く否定したがその後本官コワルスキト民事部長と會見の際同様の語を持ち出した處同部長は「自分もその噂を聞いてゐると肯定し特に否定しなかつた。何等御参考迄。

0261

終戦連絡中國事務局

0161

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

公
信
案

外
務
省

懸念する向ふ多敷ありたつて最近DACに對しては
かゝ計畫が全を及ぶも先きに後發して還りた
征つて日4何の及ぶ即度止の嘆が添布された場合
には當否に從明こそせむ及べ

0265

公
信
案

外
務
省

尚且つ却取之中特にDACの間の及ぶ即度止を
位にあり。
の虞上は早急に失したのでは直ぐかと考へられ居る
のかも知れぬ。然し少中惟は常る存疑及ぶ却
手情を聞かぬもの(或は之人在所)誤解が生じた
直接知る。亦長等と合見して存疑及ぶ即度止後の
か目下北海道巡視中あり令中將は何姓も去先

0264

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

連絡局 地方課長

北運調総第一六〇號

昭和二十五年六月八日

北海道連絡調整事務局 局長 林

外務大臣 吉田 茂 殿

民事部機構問題に關する件

標記の件に關する貴信連地合第五六一號（昭、二五、五、一〇）によれば、當地札幌において地方民事部廃止に關する噂が一部にある趣きの処、先般この種情報に接して以來、當事務局において隨時隨地において、その真相につき打診しをるも、現在迄の処、かかる流説が現實に行われてをる證據なく従つて問題の噂の出所は單なる個人の意見が何らかの筋から本州方面に



0266

連絡調整事務局

A'1.0.0.2-1

進 (中)

0267

伝わつたことに起因するものと観測される次第である。本件に關し、當地民事部長スウィツア大佐も、私的な機会に、地方民事部機構は、何れ中央における統一機構のみを残して、各地方における監査行政は中央よりの巡視制度により行う仕組みに縮少されるに至るか、又は大體現在の機構のまま、國務省所管に切替えられるに至るといふようなことが考えられるが、それとも今年中に變更が行われさるにも思えない旨本官に對し全く個人的意見として洩らしたこともある。なお過去一、二月米側職員の異動が多く、この中特に軍人の交替が目立ち、當地民事部次長ハンソン少佐 (Edlwood E. Hanson) も本月下旬歸國するが、これは米軍各種専門教育機關の新學期が九月に開始されるため、これえの入校準備のため、それ以前の夏季休暇利用による歸省を考慮し配置轉換が行われているものと聞かせる。

連絡調整事務局

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0164

KYUSHU CIVIL AFFAIRS REGION
GHQ SCAP
Fukuoka, Kyushu

(2291 June 1950)

CHIEF
COLONEL BURCHEIM, JOSEPH H.

DEPUTY CHIEF
Lt. COL BOUCK, PERCY

SERGEANT MAJOR
M/SGT TOLMAN, KENNETH W.

SUPPLY AND MESS NCO
SGT 1/CL RIEDER, KENNETH F.

MOTOR NCO
SGT PAUR, VERNON

ECONOMICS SECTION

- Mr. MOSMAN, Ellsworth R., DAC GS-12 Chief of Economics Section
- Mr. KESSLER, William, DAC GS-4 Assistant of the Section
- Mr. BARRY, Clay G., DAC GS-11 Chief of Natural Resources Branch
- Mr. TOKUNO, Shiro, DAC GS-9 (Land Reform, Agr. Cooperative Association)
- Mr. BLACKWOOD, George K., DAC GS-11 (Food, (Fertilizer)
- Mr. McMAHON, Cornelius, DAC GS-11 (Fishery)
- Mr. YASUHIRO, Isamu S., DAC GS-5 (")
- Mr. McGIMPSEY, Alexander, DAC GS-11 (Agr. Extension, Agr. Improvement)
- Mr. JENEYE, Kay, DAC GS-6 (Forestry)
- Mr. ARMAGOST, Edward D., DAC GS-12 Chief of Commerce & Industry Branch (Reparation)
- Mr. UMPHREY, Samuel B., DAC GS-11 (Industry, Public Work, Electricity)
- Mr. GLINES, Victor L., DAC GS-11 (Economic Control)
- Mr. WOLNIAR, Michael, DAC GS-9 (Reparation)
- Mr. REININGER, Thomas, DAC GS-11 (Coal Mining)
- Mr. NICHT, E. Dale, DAC GS-12 Chief of Labor Section (Labor Relation)
- Mr. MICKLETHRUP, Oliver D., DAC GS-11 (Labor Education)
- Mr. OGATA, George, DAC GS-6 (Labor Standards, Profession Stabilization, Women & Children Bureau)

PUBLIC WELFARE SECTION

- Mr. GERRILD, Jacob, DAC GS-12 Chief of Public Welfare Section
- Mr. MEYER, Max, DAC GS-11 (Social Security, Disaster)
- Miss SMITH, Rose M., DAC GS-11 (Public Assistance)

PUBLIC HEALTH SECTION

- Mr. BROWN, Richard F., DAC GS-13 Chief of Public Health Section
- Dr. GAVIN, Clamor H., DAC GS-12 Assistant Chief
- Dr. LUKE, Harold E., DAC GS-12 (Veterinarian)
- Miss. BACA, Josephine E., DAC GS-10 (Public Health Nurse)
- Miss. OSTERDAHL, Ethel, DAC GS-9 (Public Health Nurse)
- Mr. INDINEMAO, James, DAC GS-2 (Clerk-Typist)

0269

(11)
A4.0.0.2-1

平井軍少佐

連絡調整事務局

連絡局

地方課長

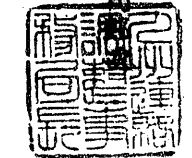
九運第一八六號

昭和二十五年六月十四日

外務省連絡局地方課長

西山昭殿

九州連絡調整事務局長 結城



九州民事部機構査報方の件
先般當事務局横井事務官上京の際御依頼あつた九州民事部の各
部課係官の氏名、官等、擔任事務等別紙のとおり報告する。

0268

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

送
セ
ス

7
A/10.0.2-1
CA/11
片岡君

CIVIL Affairs Region
本件に關し、昭和二十五年七月十二日附近畿連絡調整事務局
長發公信近連答第一九七號にて取上げられた「○○地方民部
部」という呼称は當方においても適切と感ずる次第であるが、
例えば「○○管区」を附する場合と否とある等各地区ともその
呼称必ずしも一致してないと解せられるにつき、中央におい
てこれが統一的呼称を決定し、その結果御回示ありたい。

北連調發第三三六號
昭和二十五年七月二十四日
北海道連絡調整事務局長 林
外務大臣 吉田 茂 殿

連絡局

地方課長

記帳済

25.7.31
13

0271

LEGAL & GOVERNMENT SECTION

Mr. ROURK, Jahn W., DAC GS-12 Chief of Legal & Gov't Section
Mr. KAWATA Kunio DAC GS-7 (Investigator)
Mr. HABU, James T., DAC GS-5 (Korean)
Miss. JOINER, Mary E., DAC GS-3 (Clerk)

CIVIL EDUCATION SECTION

Mr. LUCCHI, Alvin, DAC GS-12 Chief of Civil Education Section
Mr. EBER, Ralph, DAC GS-11 Deputy Chief
Miss KING, Mary J., DAC GS-10 (Women's Activities)
Miss TOPLIFF, Beatrice DAC GS-5 (Administration Assistant)

CIVIL INFORMATION SECTION

Mr. NEARY, Robert, DAC GS-12 Chief of Civil Information Section
Mr. PEIRO, Clarence, DAC GS-9 (Information Committee)
Mr. TONGE, Walter, DAC GS-9 (Publications)
Mr. INOUE, Ben, DAC GS-6 (Visual Education)
Mr. MURPHY, Elisabeth, DAC GS-5 (Women's Affairs)

ADMINISTRATION SECTION

Mr. TSUTSUI, Takeshi, DAC GS-6 (Administration Assistant)
Mr. NAKAMURA, Thomas, DAC GS-3 (File Section)
Miss. MAUZY, Reva C., DAC GS-2 (Report Section)
Mr. HARADA, Teruo, DAC GS-2 (Message Center)
Miss. PATTINSON, Helen, DAC GS-3 (File Section)
Mrs. NATTRAS, Frances, DAC GS-3 (Civil Personnel)
Miss. MORRIS, Carol, DAC GS-2 (Clerk)

FUKUOKA BRANCH, INTERVAL REVENUE DIVISION, ESS. GHQ

FINANCE & CIVIL PROPERTY
Mr. SUMMERS, Glen S., DAC GS-13 Chief of Finance & Civil Property (National Tax)
Mr. WALLERSTEIN, Wm., DAC GS-13 (Civil Property Section) Local Tax
Mr. TAKANISHI, Mamoru, DAC GS-7 (Tax Section) (National Tax)

18th ARMY PROCUREMENT

Lt. Col G.J. Oderweller, OIC, Procurement
1st Lt J.E. Osborn, Asst OIC Procurement
Sgt I/C PHILIP, Orr
Sgt YAMAMOTO, Kiyoshi
Mr. OKAMOTO, Susumu DAC GS-6

CPC

Mr. SARTLANO, Joseph F. DAC GS-10

SCAP CIE LIBRARY

Mr. LEEFER

Remarks: () shows responsibility

0270

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省
連絡局長

地課

神速第四四號

昭和廿五年七月廿六日

取扱注意

神戸連絡調整事務局長

新設連絡調整事務局長 殿

寫

神戸港地司會館の管轄区域に關する件

本件に關しては既に當國領事官として舊關係官に口頭連絡せしめて置いた通
りであるが、連絡第二十五号並美領事官司令部の電で取扱つては、行政事項に關
する事項はその他の事項について本月廿四日當國領事官と港地司會館との
一電の答へ領事官に關し、置いたことと關係官は一通つて指示あるまでこれら
の書類は當國領事官を受持つべきAMF又はFOMに新領事官が提出されたい。
大阪、貴州、仁川港區に關するものはOAMF OAMR OAMR Aでこれを受つ
けよであらう。」とあるところがあつた。右は非公式同位であるが、御意
迄まで御通報する。

連絡調整事務局

本館宛先 新設連絡調整事務局長

送付先 外務大臣、貴州、東海北陸、京都、四國、中支各

連絡調整事務局長

0272

25.7.30
50

A/0.0.2-1

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0006

RA'-0006

外務省

日本名呼梅が各地におりゆざりも一致するなりと解せ
 りしより中央におり統一の合式呼梅を決定するもの
 なる旨申入れられたるに、民事局の研究の結果、各地下
 各地に平等に今日以後の合式日本名呼梅を
 「〇〇地方民事局」とする。訓令を八月七日附の
 第一九七号民事局より出されたる。従って Region
 Headquarters の字句は、本部の訓令にこれより
 使用せらるべきこととす。

本信寫送付先 各地方民事局長（北海道を除く）

0274

主信	12	1	13
附甲			
附乙			
附丙			
附丁			
備考	A/0.0.2-X		

川崎次長
 調整課長
 整理課長

文書課發送日
 昭和廿五年八月廿五日
 地方課長
 昭和廿五年八月八日起算

淨書 (正校(原稿) (淨書))
 大 臣

連地第 一 號 昭和廿五年八月八日附 附屬

受信人 北海道事務局長

先付送寫 關東東北横須賀東京青森岩手秋田山形宮城
 神奈川千葉茨城群馬栃木群馬山形秋田宮城
 各地方民事局長 (附七封)

件名 Civil Affairs Region の合式日本名呼梅に関する件

公 信 案 二 外 務 省

0273

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

校査 / 5部 / 19

A'10.0.2-1

連地第七一号

昭和二十五年八月十八日

外務大臣

北海道連絡調整事務局長 殿

Civil Affairs Region の公式日本名称に
関する件

客月二十四日付北連総第二三六号貴信をもつてお申越しの本件
について当方より総司令部民事局に Civil Affairs Region の日本
名称が各地において必ずしも一致してゐないと解せられるから
中央において統一的公式名称を決定する要ある旨申し入れておいた
処、民事局で研究の結果管下各地民事部に対し今後その公式日本
名称を「〇〇地方民事部」とするよう調令を八月七日付で発し

0275

た旨民事局より内話があつた。従つて Region Headquarters の
字句についても管区、本部の訳語はこれを使用したいこととなつ
た。

本信等送付先 各連絡調整事務局長（北海道を除く）

0276

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

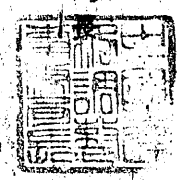
連絡局 地方課長

中連調第二七七號

昭和二十五年八月十六日

外務大臣 殿

中國連絡調停事務局



記帳済

文書部 25. 8. 21 82

0277

中國民事部の呼稱について

さきに當事務局は中國民事部と詰合の上中國民事部其の他關係日本名稱を決定管内各縣其の他關係各機關に對し頒達した次第については中連調第二五七號拙信を以て報告した通りであるが今般中國民事部より總司令部民事局からの指示による趣を以て自今各民事部の公式日本名稱を「・・・地方民事部」に統一することに決定の從つて前同の取極は之を取消す旨頒達してきた。仍つて當方より民事部内各種名稱 Chief, Deputy Chief, Section, Division 等の譯語を如何にするかと問いたる處右については總司令部民事局も何等別れをらず當事務局より中

終戦連絡中國事務局

片原
A/K.O.O.2-1

0278

次に申出で本省に於て本件を取上げ民事局と折衝決定する方呼稱の統一から云うも良からんとの事であつた。

蓋し之等呼稱は從來各地區共區々であり面白からず此の際本省に於て民事局と御話合の上右民事部關係用語の統一を得たくことに御依頼する。

終戦連絡中國事務局

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records National Archives of Japan

連絡局

外務地方課長

敬

幸

直

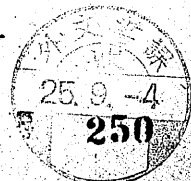
近衛合第二三五號

昭和二十五年八月二十八日

別紙添付

近衛連絡調整事務局長

0279



寫

知事殿

A/00.2-1

近衛民部管轄職務分擔表送付の件

近衛地方民部部の本年八月現在の職務分擔表を作成したから御参考
迄に送付する。

なお無用の誤解を避けるため本表の利中は直接事務擔當者に限ら
と、し、その取扱には特に注意せられたい。

本信宛先 近衛二府四縣知事（各二部）

寫送付先 外務大臣、京都及び神戸連絡調整事務局

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

部
外
秘

PERSONNEL CHART
KINKI CIVIL AFFAIRS REGION

(AUGUST 1950)

KINKI LIAISON & COORDINATION OFFICE

0280

RA'-0006

0172

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

部
外
秘

CONTENTS

Name of Sections	Page
Chief, Deputy Chief and Administration	1
Legal & Government	2
Economic	3
Civil Education	4
Civil Information	5
Public Health	6
Public Welfare	7

0281

RA'-0006

0173

外交史料館

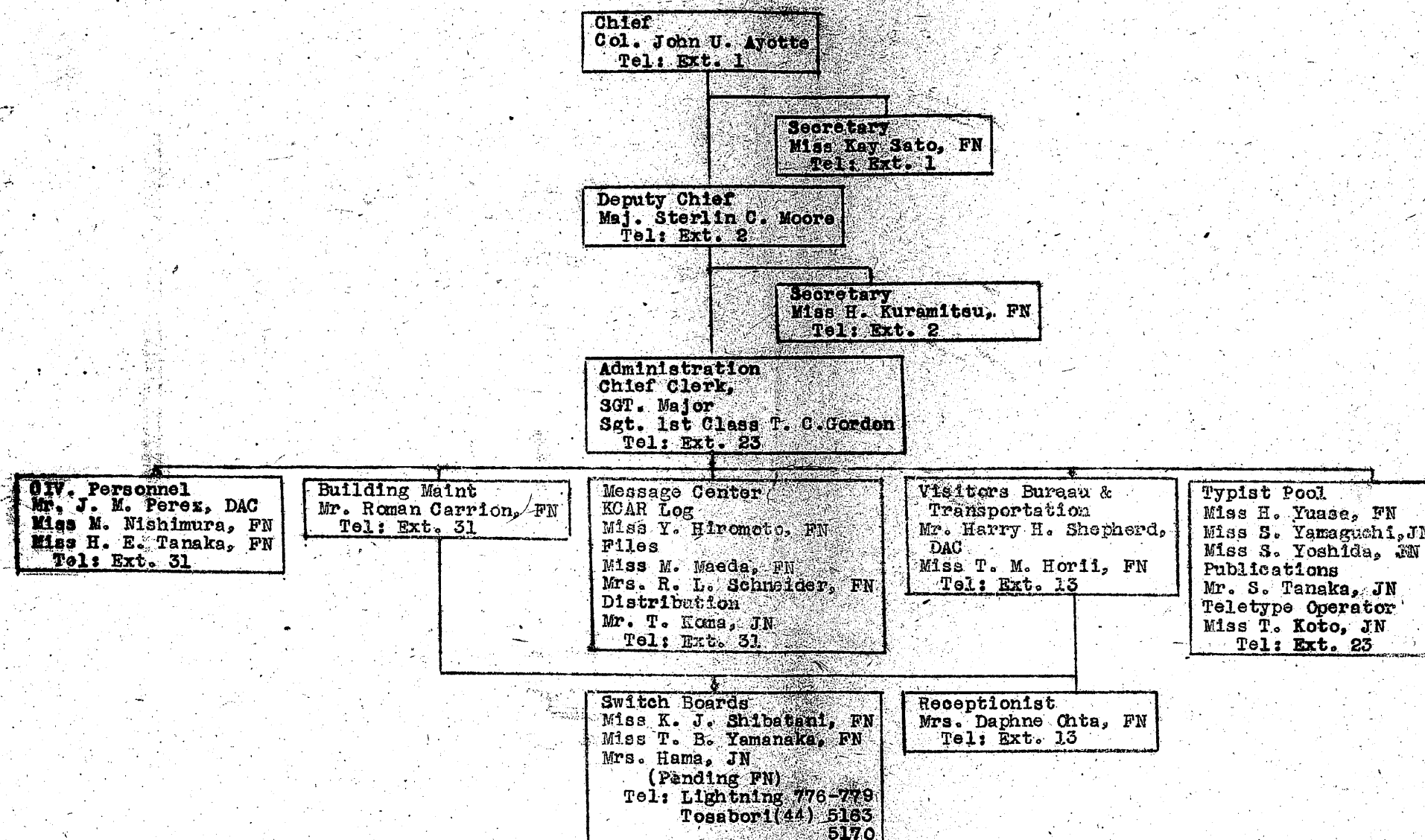
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

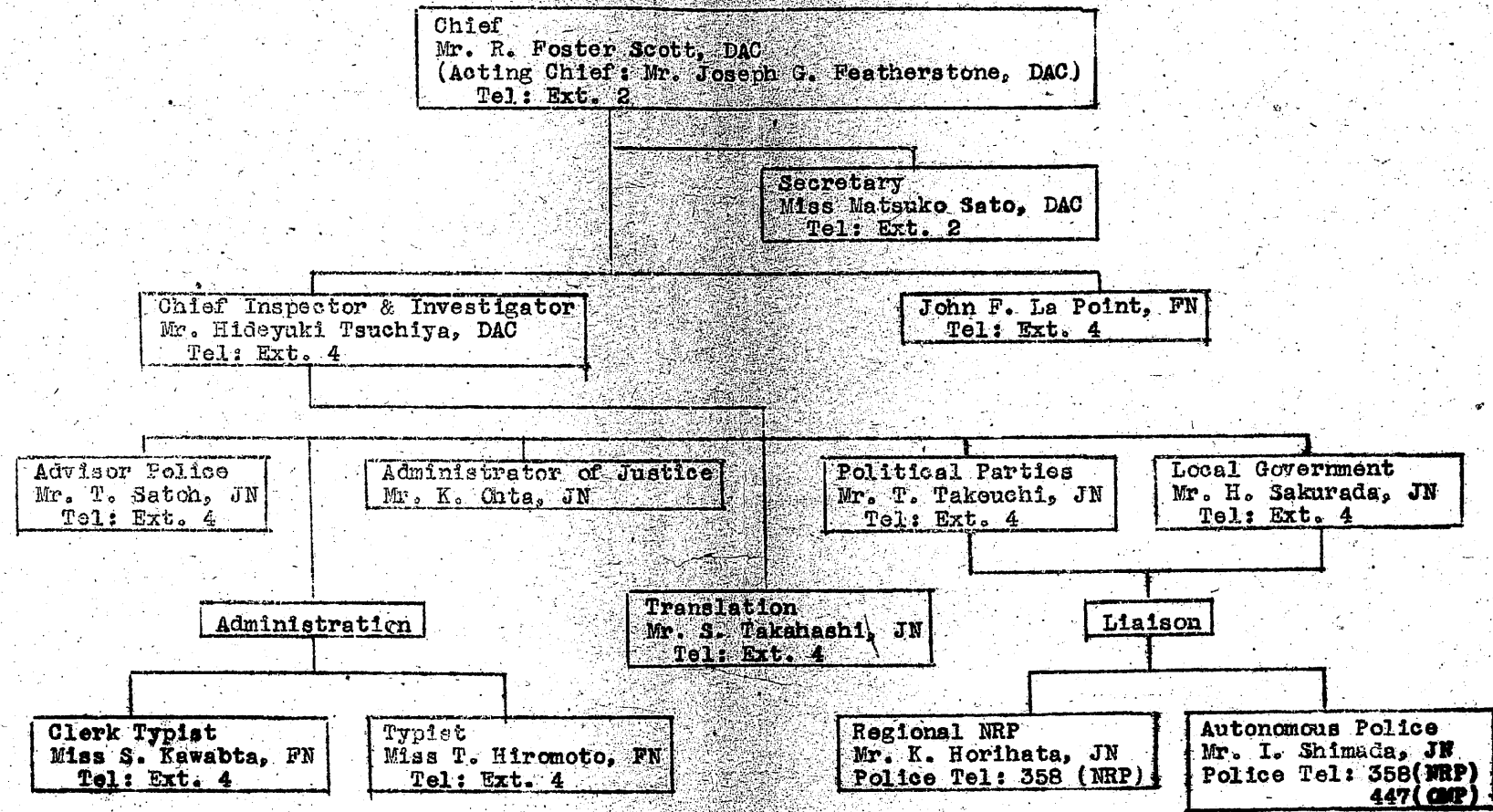
National Archives of Japan

CHIEF, DEPUTY CHIEF AND ADMINISTRATION



0282

LOCAL AND GOVERNMENT SECTION



(註: 法政部長Scott氏は九月中旬まで帰国につき
その間関東地方民事部Joseph G. Featherstone
氏が代理)

0283

Natural Resources
Mr. Thurman G. Ridge, DAC
Tel: Ext. 20

Mr. James C. McGuire, DAC

Agriculture
Mr. Peter K. Okada, DAC
Tel: Ext. 20

Research & Extension
Miss Harry B. Bull, DAC
Tel: Ext. 8

Forestry Mining &
Incentive Goods
Mr. Makoto Nao, DAC
Tel: Ext. 36

Fishery
Mr. Harry Marks, DC
Tel: Ext. 6

Fertilizer
Cooperatives
Reform
Food Collection
Incentive Goods

Production
Reform
Incentive Goods

Miss H. Otani (Typist) JN
Miss D. Suzuki (Typist) JN
Miss F. Morimoto (ADV) JN
Mr. M. Gamo (ADV) JN
Mr. T. Hikida (Prof. Adv) JN
Mr. S. Suzuki (Adv) JN
Mr. H. Aoyama (SP/INT/TRANS) JN
Mr. Y. Hayashi (Prof Adv) JN
Mr. H. Tanigawa (SP/TECH) JN
Mr. T. Kitada (Prof Adv) JN
Mr. E. Kagawa (ADV) JN
Mr. K. Murata (ADV) JN
Tel: Ext. 20

Industries
Mr. Raymond A. Susseman,
Tel: Ext. 10
Mr. Jeji Itoh, DAC

Stimulation
Imported Materials
Reparations
Explosives
Fertilizer Manufact
Petroleum Storage
Shipbuilding
Construction
Road Construction
Electric Power

Mr. J. B. Furukawa, FN
Mr. W. H. Morimoto, FN
Miss T. Arisue (Typist)
Mr. W. Mishio (ADV) JN
Mr. D. Nakamura (ADV)
Mr. T. Kusaka (Tech/In)
Tel: Ext. 10

0284-1/2

RA'-0006

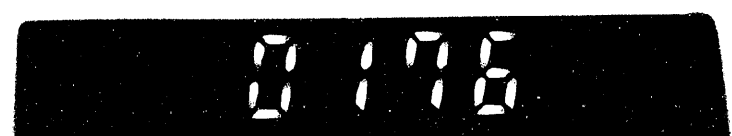
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



部
外
秘

ECONOMIC SECTION

Chief
Mr. Joe C. Goldsby, DAC
Tel: Ext. 29

Secretary Miss K. H. Koshima, FN
File Clerk Miss F. P. Sogabe, JN
Receptionist
SP/INT/TRANS

Commerce & Industry
Mr. Jasper D. Frazer, DAC
Tel: Ext. 26

Labour
Mr. Berry B. Lethbridge, DAC
Tel: Ext. 30
Mr. Raymond E. Baldwin, DAC
Tel: Ext. 16

Industries
Mr. Raymond A. Susseman, DAC
Tel: Ext. 10
Mr. Joji Itoh, DAC

Commerce & Trade
Mr. Jack Strollo, DAC
Mr. Joe Chihara, DAC
Tel: Ext. 6

Miss Densen
Clark, DAC
Tel: Ext. 30

Stimulation
Imported Materials
Reparations
Explosives
Fertilizer Manufacture
Petroleum Storage
Shipbuilding
Construction
Road Construction
Electric Power

EIB
Restaurant Control
Food Ration
Perishable Food
Control Association
Critical Material

Labour Standards
Insurance
Women's & Minors
Employment
Education

Mr. M. Kitamura (ADV) JN
Mr. K. Kuse (ADV) JN
Mr. T. Ishimori (ADV) JN
Mr. M. Nishimura
(SP/INT/TRANS) JN
Tel: Ext. 16

Mr. J. B. Furukawa, FN
Mr. W. H. Morimoto, FN
Miss T. Arisue (Typist) JN
Mr. W. Mishio (ADV) JN
Mr. D. Nakamura (ADV) JN
Mr. T. Kusaka (Tech/Int/Trans) JN
Mr. N. Otani (ADV) JN
Mr. K. Hayashi (ADV) JN
Mr. W. Mitsunobu (ADV) JN
Mr. T. Mizuno (ADV) JN
Mr. Z. Oginoto (EI/INV) JN
Mr. C. Yoshimura (ADV) JN
Tel: Ext. 10

C. McGuire, DAC

Attention
Bull. DAC

Forestry Mining &
Incentive Goods
Mr. Makoto Nao, DAC
Tel: Ext. 36

Fishery
Mr. Harry Marks, DAC
Tel: Ext. 6

Production
Reform
Incentive Goods

Miss H. Otani (Typist) JN
Miss D. Suzuki (Typist) JN
Miss F. Morimoto (ADV) JN
Mr. M. Gamo (ADV) JN
Mr. T. Hikida (Prof. Adv) JN
Mr. S. Suzuki (Adv) JN
Mr. H. Aoyama (SP/INT/TRANS) JN
Mr. Y. Hayashi (Prof Adv) JN
Mr. H. Tanigawa (SP/TECH) JN
Mr. T. Kitada (Prof Adv) JN
Mr. E. Kagawa (ADV) JN
Mr. K. Murata (ADV) JN
Tel: Ext. 20

0284-¹/₂

0284-²/₂

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

CIVIL EDUCATION SECTION

部
外
秘

Chief
Mr. Lorenzo D. Langley, DAC
Educational Administration
Teacher Training
Universities
Tel: Ext. 19

Secretary
Miss Kay Matsusaka, DAC
Tel: Ext. 19

Women's Affairs Officer
Miss Josephine Colletti, DAC
PTA's Adult Educ.
Women's Organizations
Tel: Ext. 11

Clerk, Field & Office
(vacant)
Services to Girls and
Women
Tel: Ext. 11

Youth Affairs Officer
Mr. Paul S. Anderson, DAC
Seinen-Dan, 4-H Clubs
Boy & Girl Scouts
Tel: Ext. 14

Adviser
Mrs. Fujiko
Hoshino, JN
Women's Org's.
PTA's

Adult Educ.
League of
Women Voters

Adviser
Mr. S. Miura, JN
Educ. Laws,
School Boards

Chief File
Clerk
Miss J.
Edamura, JN

Administrative
Assistant
Mrs. R. Ninomiya,
FN
Tel: Ext. 19

Adviser
Mr. R. Fujiwara,
JN
Seinen-Dan
Boy Scouts
Tel: Ext. 14

SP/INT/TRANS
Mr. Y. Iseki,
JN
Girls Groups
Girls Scouts

Adviser
Miss T. Hayakawa,
JN
Women's Org's.
PTA's

Adviser
Miss K. Omoto, JN
Improvement of
Instruction

Receptionist
(vacant)

Trans Typist
Miss Y. Iwai,
JN

Adviser
Mr. M. Handa, JN
Educational
Program

Typist
Miss M. Tsukiyama, JN

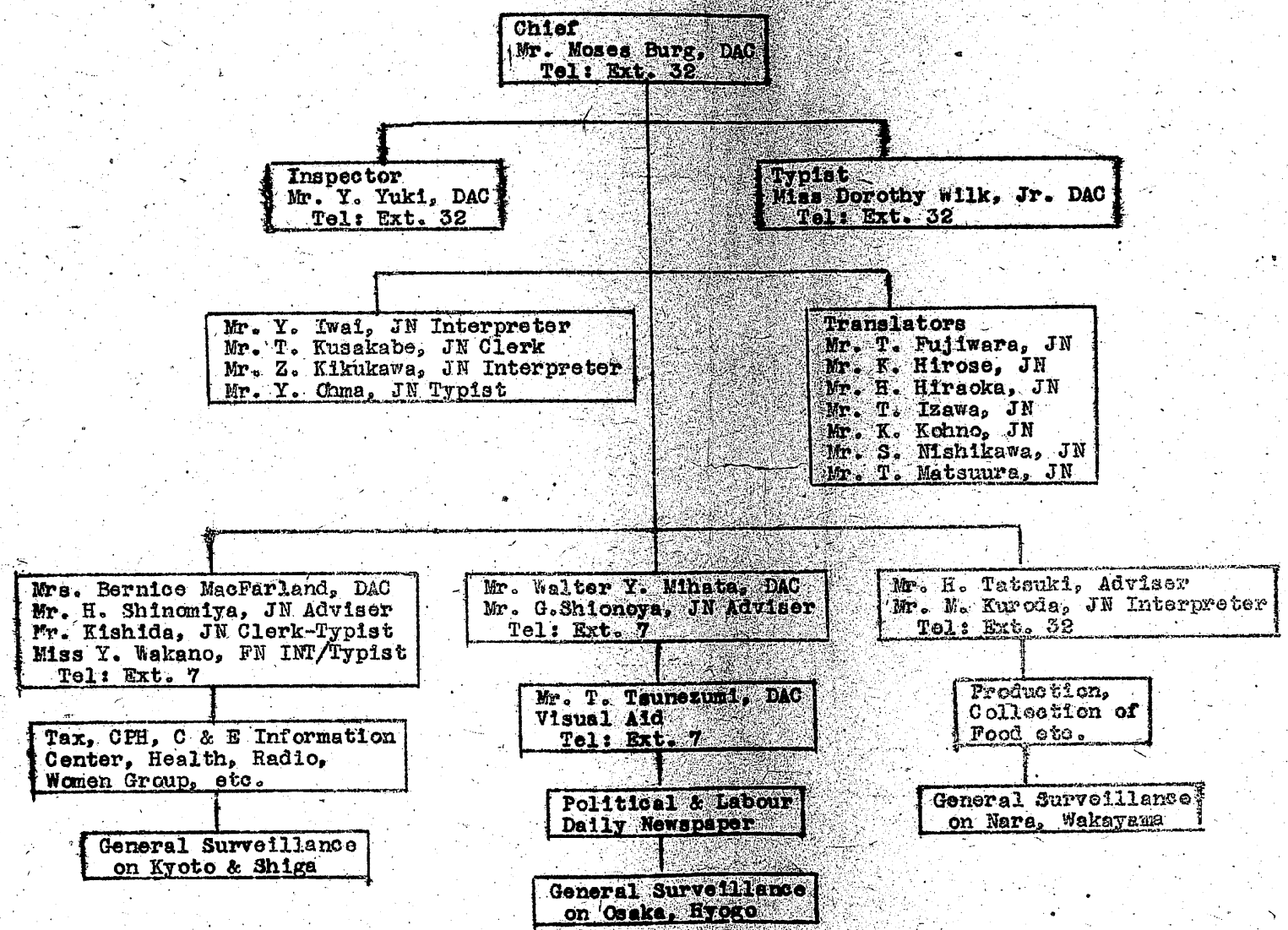
SP/INT/TRANS
Mr. M. Koizumi, JN
Instructional Service

P/T Teacher Consultant
Miss F. Tada, JN

0285

CIVIL INFORMATION SECTION

部外秘



0286

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

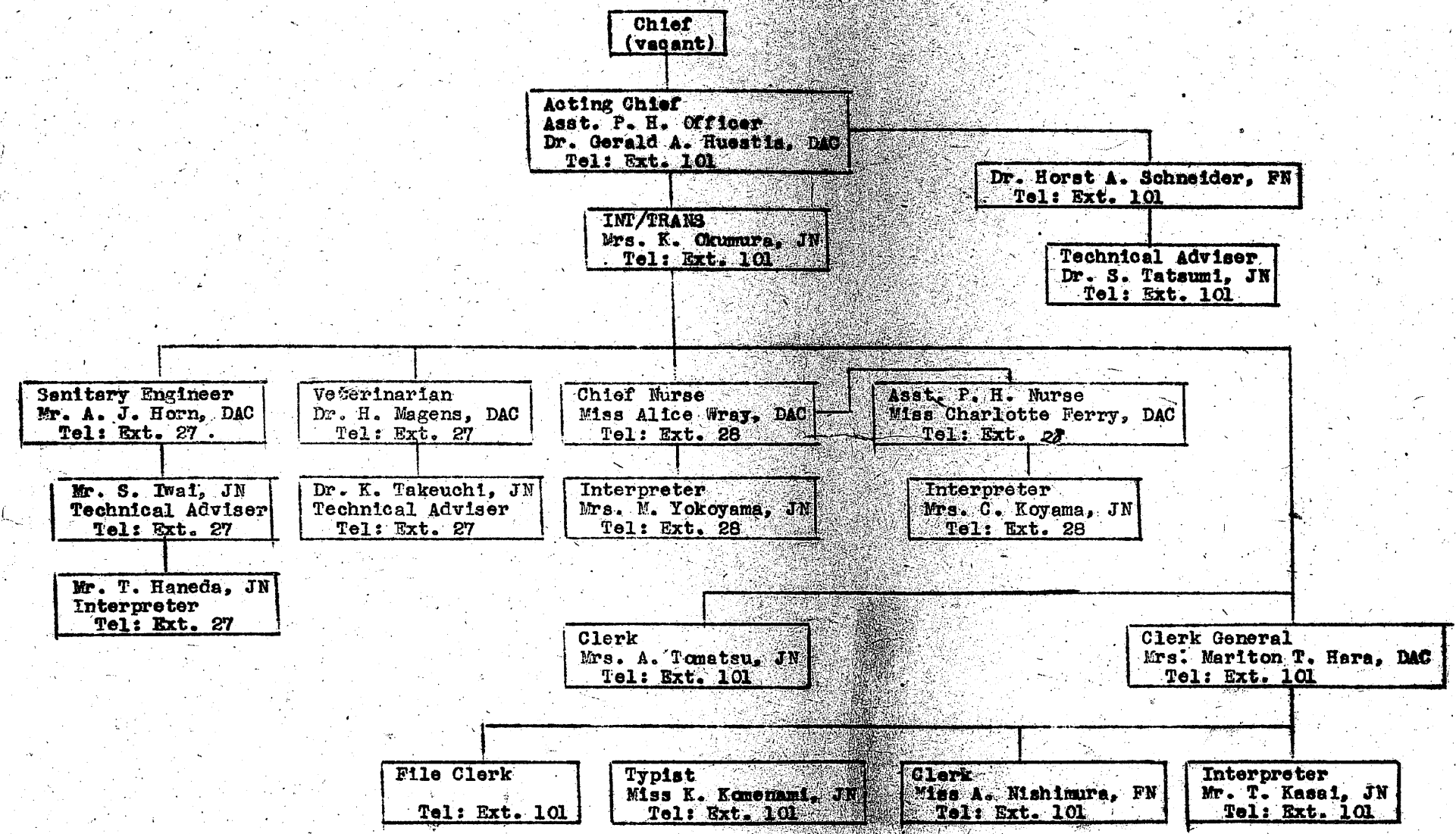
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

部
外
秘

PUBLIC HEALTH SECTION



0287

RA'-0006



外交史料館

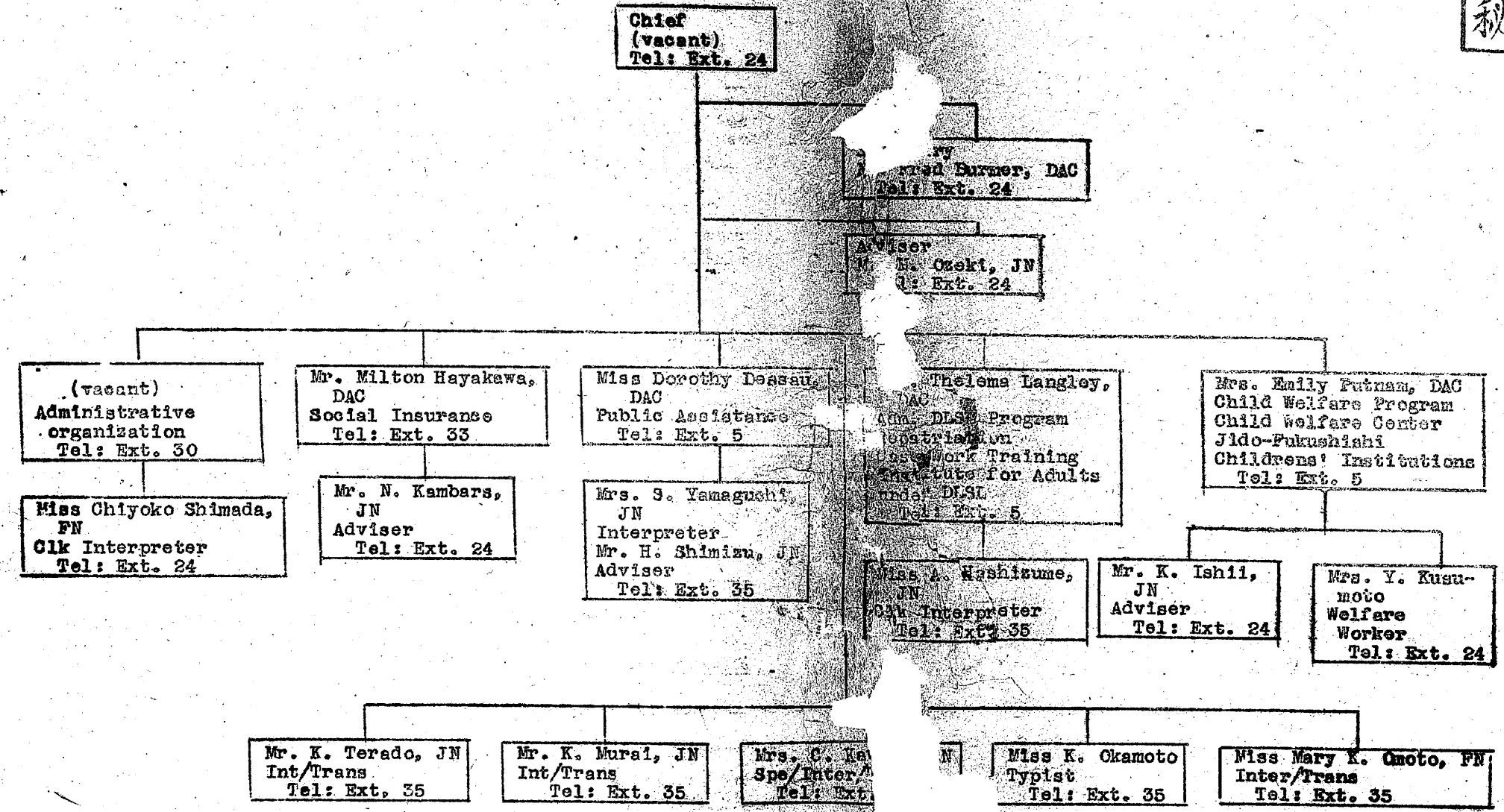
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

PUBLIC WELFARE SECTION



0288

電信写

A'10.0.2-1
B'1.1.0.1

昭和二七 三一九 平 ワシントン 一月十七日一八八八号 欧米一

三二一
三二三

本省 十九日〇八一五着

吉田外務大臣

武内事務所長

第四八号 (LIT)

(OOA 加止後の措置振りに関する件)

一 陸軍省内のブレンの事務所は二月十五日で閉鎖されることに決
定し占領地担当事務局(OOA)も条約発効後は廃止されその
事務の大半を当事務局に移管することに内定し旨リード博士
より内話があつた。

二 陸軍省は従来政治、軍事または情報發給方面等の外、日本關係
の經濟政策、産業貿易の方面においても対日政策の推進の中心
でありOOA(一時は三〇〇名を超えた日本關係者が今や一〇
〇名前後となつてゐる)は国防省の勢力SOAP及びこれを通
ずる日本政府關係各庁の利用、整備された資料及び關係庁との
間に確立された連絡等により日本關係諸問題の推進に大きな貢

外務省

記帳済

0289

電信写

献をして来たことは御承知の通りである。例えは

(イ) 日米經濟協力政策の立案及び実施

(ロ) OI工物資輸入要請の提出説明

(ハ) サブライ、アシスタンスに関する説明

(ニ) 日本の非鉄鉄鋼等生産力利用東南アジアの鉱産資源開発に関

する立案

付 Inter Departmental Committee for Far East Mobilization

との連絡及び推進。

(イ) 船服増強問題

(ロ) 食糧のOIA枠の設定

(ハ) 日本製品の輸出促進

等に国防省の力をバックにして米國諸官庁間の會議をリードし

て日本の事情を説明し日本經濟の援助を凶つて来た。

当事務局は黃田ミッション以来陸軍省と協力して資料の提供説

明を行うとともにある程度まで米國諸官庁とも直接連絡して来

たのであるがOOA閉鎖の上は総べて当事務局において直接各

外務省

0290

RA'-0006

0102

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信写

官庁に連絡する必要がある。この点は従来の如く輸入税の
省に持込んでその力を借りていたのは大きな相違（国務省の
みとの連絡では何にもならぬ当地の事情御承知の通り）であつ
てUOA 廃止後の連絡交渉業務が停頓を来さざるやについては
憂慮に堪えない。

この点に關連し四府においては東京米大使館が老大なる組織を
もつて活動することを予想し主としてこれとの連絡により諸般
の経済問題連絡をいし交渉を期しておられるものかとも思われ
るか大使館の突刀をいしは立場から言つてもまた国務省（殊に
日本關係部局）の勢力から言つても日本側が連邦政府の關係各
庁に直接働きかけるにあらざれば充分の効果は期し得ない。
其當事務所の財務以外の経済担当官は近く離任の四名を除けば近
く補充の一名を加え四名となるがこの少数をもつて能率を最大
に挙げるためには日本から経済情報及び統計を迅速且つ充分に
入手し常に整備して置くことが必要である。ついでには当方より
も近く希望の統計表その他のリストを御送付するが参考となる

外務省

0291

電信写

べき生産、貿易等の実績は随時の情報あるいは決定事項ととも
に迅速に御通報を願う。

其將來當事務所または大使館の経済方面の人員が充分の見込みな
い場合は従来陸軍省等にて日米間の経済問題を熟知しており適
当と思われる米人（もしあらば）を嘱託をいしアドヴァイザ
ーとして雇備すること考究の価値ありと考えられるかこの点につ
いても貴見承知致したい。

(了)

配布先 次官、官房長、欧米、アジア、経済、条約、国協、情
文各局長、欧州参事官、経済次長、欧米一、経一、二
三、情一、審、総、人、会、電

外務省

0292

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

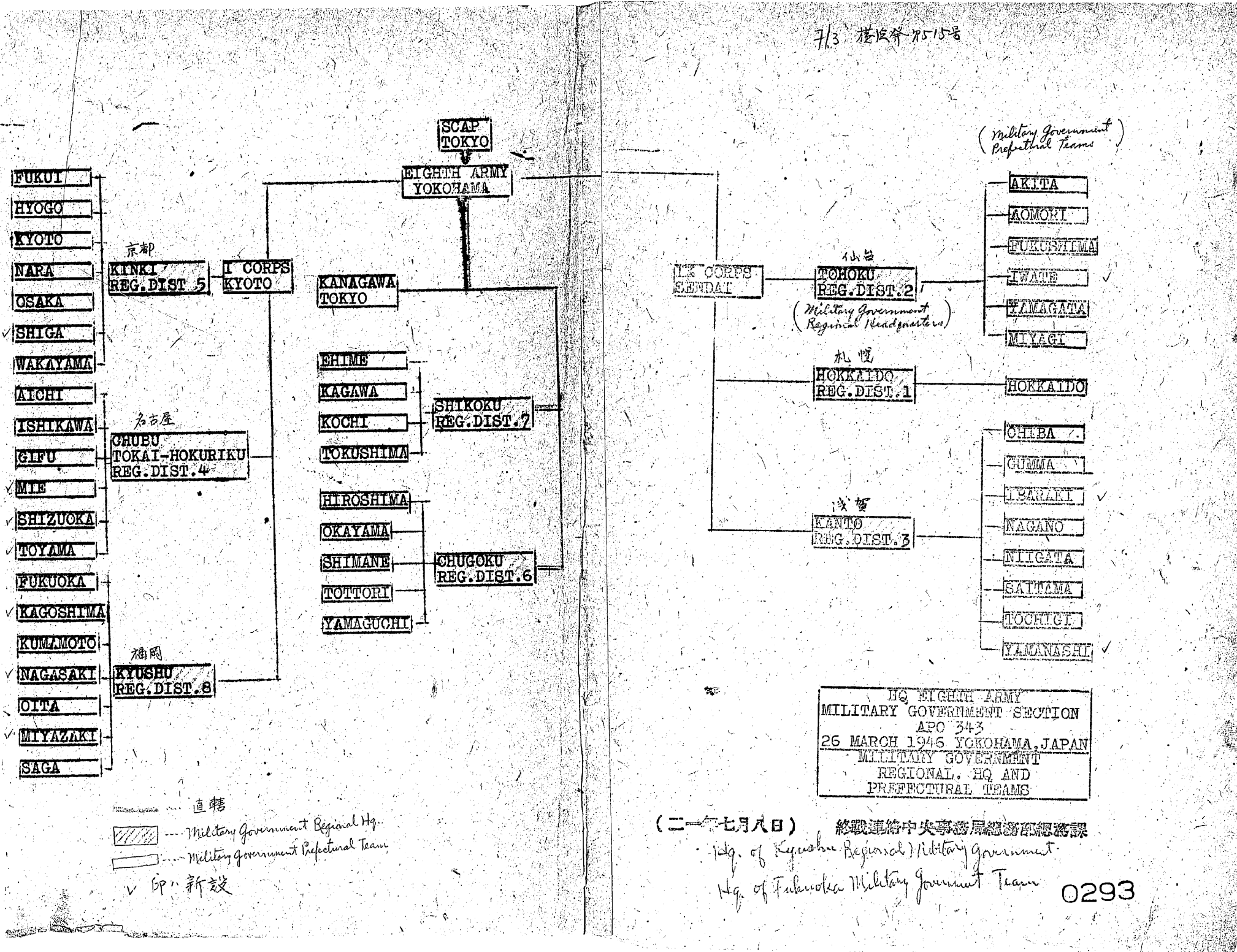
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



7/3 横波弁 7515号



RA'-0006

0184

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

陸軍軍政部等級表(三二七二)
陸連總務部總務課

特別地区	大 東 神	阪 京 奈	川	特別地区
第一級	長 福 廣 京 兵 靜 愛 群 宮 山 青	崎 岡 島 都 庫 岡 知 馬 城 形 森	北海道	第一級
第二級	大 熊 鹿 愛 山 岡 富 三 岐 枋 崎 新 長 茨 千 岩 福	分 本 島 媛 口 山 山 重 阜 木 玉 汝 野 城 葉 手 島	秋田	第二級
第三級	佐 宮 德 高 香 島 島 和 滋 奈 福 石	賀 崎 島 知 川 取 根 山 賀 良 井 州	山梨	第三級

(備考)
特別地区 (Special Area)

第一級 (Major Prefecture)

第二級 (Intermediate Prefecture)

第三級 (Minor Prefecture)

0294

RA'-0006

0185

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

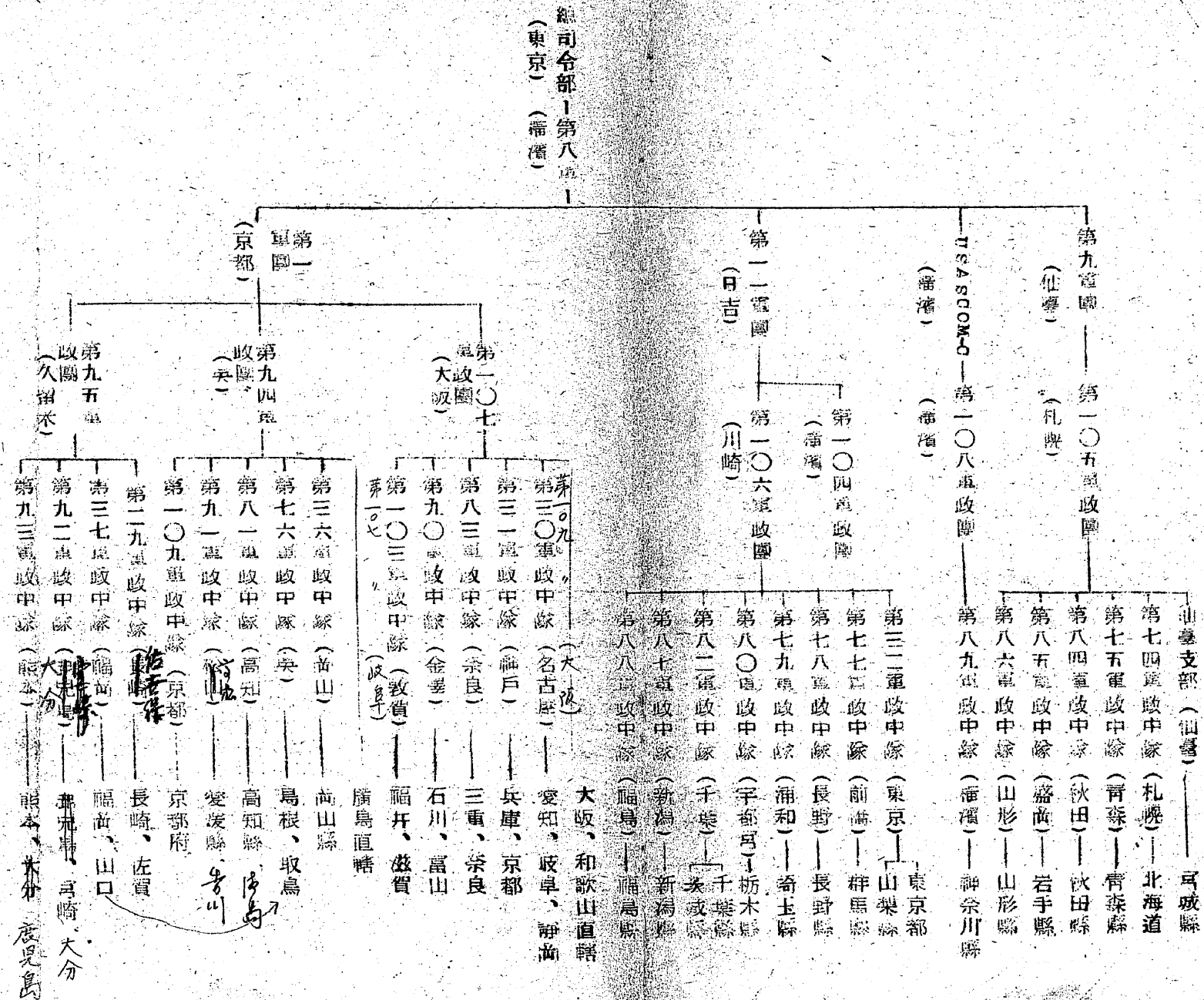
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

米第八軍收束統一覽表

(昭和二十一年二月二十日現在)

總務課



(註) 表中括弧内、各重政隊部所在地、設下支隊部名、管轄範圍ヲ示ス

0295

1 April 1946

LOCATIONS AND ASSIGNMENTS OF EIGHTH ARMY
MILITARY GOVERNMENT UNITS

Assigned 8th Army and attached as indicated	APO	Location	MG Gp	MG Co	Prefectural Responsibility
Hq 8th Army (APO 343)	343	Yokohama	104		None (Administr.)
	404	Yokohama	108	89	Kanagawa
(thru GOC BCOF)	24	Kure		76	Shimane, Hiroshima Yamaguchi
(thru CO 91st Co)	24	Kochi		81	Kochi, Tokushima
	24	Takamatsu		91	Ehime, Kagawa
I CORPS (APO 301)	24	Okayama		36	Okayama, Tottori
	660	Osaka	94		Adm of 30, 31, 83, 90, 103, 107, 109 Co's
	25	Nagoya		30	Aichi, Shizuoka
	660	Kobe		31	Hyogo
	660	Nara		83	Mie, Nara
	301	Kanazawa		90	Ishikawa, Toyama
	301	Tsuruga		103	Fukui, Kyoto
	25	Gifu		107	Gifu, Shiga
	660	Osaka		109	Osaka, Wakayama
	929	Kurume	95		Adm of 29, 37, 92 and 93 Co's
	929	Sasebo		29	Nagasaki, Saga
	929	Fukuoka		37	Fukuoka
	929	Kagoshima		92	Miyazaki, Oita
	929	Kumamoto		93	Kumamoto, Kago- shima
IX CORPS (APO 309)	309	Sendai	105		Adm 74, 75, 84, 85, 86, 87, 88 Co's
	928	Sapporo		74	Hokkaido
	248	Aomori		75	Aomori
	547	Akita		84	Akita
	547	Sendai		85	Iwate, Miyagi
	547	Yamagata		86	Yamagata
	453	Niigata		87	Niigata
	547	Fukushima		88	Fukushima
	201	Kawasaki	106		Adm 32, 77, 78, 79, 80 and 82 Co's
	343	Tokyo		32	Tokyo, Yamaguchi
	201	Maebashi		77	Gumma
	201	Nagano		78	Nagano
	201	Urawa		79	Saitama
	201	Utsunomiya		80	Tochigi
	181	Chiba		82	Chiba, Ibaraki

ORGANIZATION OF THE LIAISON OFFICE
Imperial Ordinance No.550 (October 1945)

(Amended: 28 Feb. 1946 Imperial Ordinance No.113)
(" : 14 Mar. 1946 Imperial Ordinance No.140)
(" : 1 Apr. 1946 Imperial Ordinance No.199)

Article 1. The Liaison Offices shall be under the jurisdiction of the Foreign Minister and have charge of the affairs concerning Liaison with the authorities of the Allied Powers resulting from the terminating of the War.

Article 2. There shall be the Central Liaison Office and Local Liaison Offices in the Liaison Offices.
The name, location and functions of Local Liaison Office shall be stipulated by the Foreign Minister.

Article 3. The Liaison Offices shall have the following officials: Central Liaison Office;
President, (Shinnin Rank.)
Vice President, 2
Division Directors,
Private Secretary, full time 1.
Liaison Officials.

Local Liaison Offices;
Chiefs.
Liaison Officials.

The President of the Central Liaison Office is to be held concurrently by the Minister of Foreign Affairs.

The assignment of Liaison Officials to the Central or Local Liaison Office shall be made by the President.

Article 4. In order to fill the post of Directors and Liaison Officials of the Central Liaison Office or that of Chiefs and Liaison Officials of the Local Liaison Offices there shall be the following personnels in the Liaison Offices.

Secretaries of Foreign Affairs;
First Class : Full time, 6.
Second Class: Full time, 208. (5 may be of First Class)
Third Class : Full time, 131.

Article 5. (deleted)

Article 6. There shall be the Secretariat of the President, the General Affairs Division, Political Affairs Division, Economic Affairs Division, Transportation and Communications Division, Accommodation Division and Repatriation Division in the Central Liaison Office.

The division of business among the Secretariat and the various Divisions shall be determined by the President.

0297

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Article 7. The Counsellors shall be appointed by the Cabinet at the request of the Foreign Minister from among the First Class or Second Class Secretaries in the various Government offices concerned and persons of knowledge and experience.

Article 8. The President shall preside over the affairs of the offices, shall direct and supervise the officials in the offices, and shall be exclusively empowered to decide upon the appointment on the removal of the Third Class Secretaries in the Central or Local Liaison Offices.

Article 9. The Vice President shall assist the President and direct and manage the affairs of the offices.

Article 10. The post of Directors shall be filled by the First Class Secretaries. The Divisions Directors shall direct and manage the affairs of their respective Divisions under the direction of the President.

Article 11. The Private Secretary shall have charge of confidential affairs under the direction of the President.

Article 12. The post of Chiefs shall be filled by the First or Second Secretaries. The Chief of a Local Liaison Office shall direct and manage the affairs of his office under the direction of the President.

Article 13. In case of need, the Cabinet may at the request of the Foreign Minister appoint Liaison Officials of the First or Second Class, in addition to the officials filled by the Secretaries of Foreign Affairs.

Article 14. The Liaison Officials shall manage the affairs of the Central Liaison Office or Local Liaison Offices under the direction of their superiors.

Supplementary Rules

This Ordinance shall come into force as from the day of its promulgation.

Those officials of Kotokan or Hanninkan Rank of the Foreign Office who occupy the posts of Liaison Officer or Assistant Liaison Officer in the Central Liaison Office, or who occupy the posts of Liaison Officer or Assistant Liaison Officer in Local Liaison Office, at the time of the enforcement of the present Ordinance, shall be considered, unless otherwise ordered, as having been appointed to office corresponding to the post they hold with the same rank and the salary attached thereto.

0298

LIST OF THE LOCAL LIAISON OFFICES

Location	Name of Chief	Type of Office	Address
Kanto District			
Yokohama	Mr. T. Suzuki	Liaison Office	c/o Kanagawa prefectural office, Yokohama City.
Yokosuka	Mr. H. Furuuchi	Liaison Office	4 Otaki-cho, Yokosuka City.
Chiba	Mr. K. Suzuki	Liaison Office	c/o Chiba prefectural Office, Chiba City.
Atsuki	Mr. S. Imai	Branch	500 Shimokusayanagi, Yamato-cho, Koza-gun, Kanagawa Prefecture.
Tachikawa	Mr. A. Umekawa	Branch	c/o Tachikawa City office, 107 2-chome Shibasaki-cho, Tachikawa Prefecture.
Urawa	Mr. K. Iwasaki	Branch	c/o Liaison Section of the Saitama prefectural office, Urawa City.
Tohoku District			
Sendai	Mr. A. Oe	Liaison Office	c/o Miyagi prefectural office, Sendai City.
Hokkaido District			
Sapporo	Mr. T. Kudo	Liaison Office	c/o Hokkai ^{do} Government General, Sapporo City.
Asahikawa	Mr. S. Imai	Branch	Jujigai, 8-chome Shijodori Asahikawa City.
Otaru	Mr. S. Hamabayashi	Branch	c/o Inaho Branch of Nippon Express Company, 5-chome, west, Inahocho, Otaru City.
Hakodate	Mr. S. Tsutsumi	Branch	c/o Nichiro Fishing Company, 6 Masago-cho, Hakodate City.
Chitose	Mr. K. Nakai	Branch	c/o Chitose City office, Hokkaido.
Kinki District			
Osaka	Mr. A. Kodaki	Liaison Office	c/o Osaka prefectural office, Osaka City.

0299

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Wakayama	Mr. T. Sato	Liaison Office	c/o Wakayama prefectural office, Wakayama City.
Kyoto	Mr. N. Yoshioka	Liaison Office	c/o Kyoto prefectural office, Kyoto City.
Kobe	Mr. H. Tanaka	Liaison Office	c/o Hyogo prefectural office, Kobe City.
Tsuruga	Mr. M. Fukushima	Branch	c/o Sanwa Bank building, Tsuruga City.
Otsu	Mr. H. Kimura	Branch	c/o Shiga prefectural office, Otsu City.
Maizuru	Mr. N. Chino	Branch	c/o Maizuru Branch of Kyoto prefectural office, Azahama, Higashi Maizuru, Maizuru City.
Nagoya	Mr. E. Wajima	Liaison Office	c/o Chohei building, Miyukihoncho, Naka-ku, Nagoya City.
Chugoku District			
Kure	Mr. T. Hattori	Liaison Office	4, 5-chome, Hondori, Kure City.
Okayama	Mr. M. Izawa	Liaison Office	c/o Okayama Post-office, Okayama City.
Kanazawa	Mr. S. Tada	Branch	c/c Ishikawa prefectural office, Kanazawa City.
Shikoku District			
Takamatsu	Mr. K. Maeda	Liaison Office	c/o Kagawa prefectural office, Takamatsu City.
Matsuyama	Mr. J. Maeda	Branch	c/o Ehime prefectural office, Matsuyama City.
Kyushu District			
Sasebo	Mr. S. Kawahara	Liaison Office	c/o Sasebo City office, Sasebo City.
Kumamoto	Mr. M. Yagi	Liaison Office	c/o Kumamoto prefectural office, Kumamoto City.
Fukuoka	Mr. H. Nemichi	Liaison Office	c/o Fukuoka prefectural office, Fukuoka City.

0300

Kurume	Mr. H. Nemichi	Liaison Office	c/o Shokokeizaikai, 2 Sasayama-cho Kurume City.
Kanoya	Mr. T. Sogi	Branch	c/o Kanoya City office Kanoya City.
Nagasaki	Mr. T. Wakamatsu	Branch	c/o Nagasaki prefectural office, Nagasaki City.

0301

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0109

0302

北海道第三十八號

昭和二十六年三月九日

北

民事部機構縮少に関する件

當地方民事部經濟課係官且・日・タオカ氏が三月七日函館富岡鉄工所を査察のため當事務局長係官も隨行せるところ、その査察實施中の同氏のところへ札幌民事部より電話があり、民事部機構縮少の際、留任、轉任、退職、歸國等の希望順位の問合せがあつた。

右に關して當局長係官より質したところ同氏は次の如く語つた。
「四日東京より歸札した民事部長は翌五日午前中に民事部全員を召集し各自の希望を問合せ同日中に總司令部へ電話連絡する筈のことであつた。現在のところ案外留任若しくは轉任等により日本残留するものが多いため、米國金計年度の終る六月三十日迄には十人（日本人使用者を含む）かどうか不明」となる。而もその十人は民事部員としてか

A'10.0.2-1

又は軍の窓口事務所スタッフとして残るかどうか判らない。或いは又R.O.A.のプランチが札幌に出來てその方を本務とすることになるかも知れない。」

なお八日民事部に於て更に右に關し訊ねたところ、同氏の口吻からみて、民事部經濟課員は民事部留任を困難とみて歸國希望するものが多くなつてきている模様とのことである。

ニギミシ

乙再回

公 信 案	外 務 省
-------------	-------------

左記の趣旨によるものであるから、貴官の御参考を。

記
 一 同信は、主として、海外関係機構の廃合もしくは縮小を実施又は研究しつゝある府縣を対象としたものであるが、地方庁が海外関係事務の処理につき終戦以来今日まで拂った努力

0304

主信	11	1	12
附甲			
附乙			
附丙			
附丁			
備考			

營業

文書課長

文書課發送日 昭和廿六年七月拾八日

主 管 連絡局長 長 中 任 主 任 地方課長

送附合第 八〇三 號 昭和廿六年七月拾七附 附屬

淨書 (印) 正校 (原稿) 昭和廿六年七月十一日起草

別紙

先付送寫	名人信受	名人信發
地方民事部廢止後における地方庁海外機構に関する件	各連絡調整事務局長	大臣
本件に関し今般各都道府縣知事に対し別紙字の通り申送つて置いたがこれは大体		

0303

記帳済

0306

公 信 案

外 務 省

対外関係として掲記したが駐屯軍に関する事項
 及び講和条約実施に伴ふ事項例へば賠償、
 連合国人財産返還事務等については詳細追
 報する。

一、地方庁における渉外機構の維持ないしは今
 春全国道府県渉外課長會議において授
 与された外務省関係事務の渉外機構へ

0305

公 信 案

外 務 省

と協力に對しこの際謝意を表するは當り
 機會でもあるので各都道府縣全部に對して
 申送ることとした。

一、今後における地方庁に關係ある渉外關係事務は
 未だ確定的見通しをたて得る段階になく、また
 他の省庁との所管事項と競合する虞のあ
 る事項もなしとしないので、外務省が所管するべきこと、均等に密接に關係する事項を
 差支り、差障り

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

の統合といふ点については当方としても望ま
 しいことは考へるが、地方自治の建前及
 び行政機構簡素化の政府の方針の対外
 関係一般事務と言ふも純粹の外務省所
 管事務は必ずしも多くないことの一部の府
 県においては今後対外関係諸事項が一課
 を構成するおけの事務量を有しない場

0307

合があるといふ事実等に鑑み、当方としては地方
 に対し涉外機構の維持方を指示し、又は外務省
 所管事務でないしは一般対外関係事務の特定
 機構への統合といふ如き方針を示し得ない事情にある。
 しかし涉外機構の縮削又は廃止の結果
 対外関係一般事務が地方庁内関係部課
 において互れを分掌せられることにならうとも

0308

主信	附甲	附乙	附丙	附丁	備考
					m

文書課發送
 昭和廿六年七月拾八日
 文書課長 謝野長
 主 連絡局長 長
 主 任 地方課長
 昭和廿六年七月拾七日附 附屬
 昭和三十五年 七月五日 起章
 浄書 谷田 正校(原) 昭和三十五年 七月五日 起章
 浄書 昭和三十五年 七月五日 起章

先付送寫 名 件
 地方民事部廢止後における地方庁涉外機構に
 関する件
 講和条約の接近とともい占領軍の管理に
 漸次緩和され六月末をもって地方民事

受 信 名
 各部道府縣知事
 外務次官

次官 政務局長 総務局長 管理局長 情報部長 報道部長

公 信 案 外 務 省

記帳済 17 1 0310

公 (神武天皇) 都道府縣知事宛往信字綴付の(三) 省

これらの事務が相互に関連性を有する事
 実に鑑み、庁内を中心とするき特定機構
 において涉外関係の経験と能力を有す
 る職員を中心として対外関係全般の総合
 調整を行ない、外務省及びその出先と緊密
 な連絡を維持することを希望する。
 趣旨を述べた次第である。

0309

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

部の地方行政監督業務が終止せられた
ことは御承知の通りでありまして、右は連合
国の占領管理目的の達成、日本民主化の
基礎完成を意味するものとしてまことに
御同慶の至りであります。こゝに貴知事
貴庁職員特に涉外関係者各位の占領
軍当局との関係における終戦以来の御努力

公 信 案

外 務 省

0311

力に対し深甚な敬意を表するとともに、
この間外務省及びその出先機関たる各地
連絡調整事務局に対して寄せられた御協
力に対しあらためて感謝する次第であり
ます。
さて上述新情勢に鑑み、涉外事務が地方
民事部との関係を主とした府縣等におい

公 信 案

外 務 省

0312

RA'-0006



外交史料館

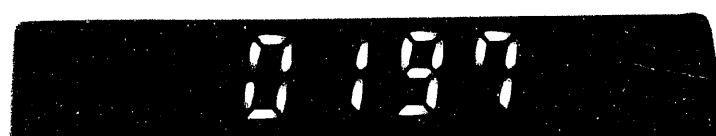
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0006



公 信 案

外 務 省

確定的着透しを立てる段階には至つて居りません。差あり。御参考まで。に外務省の見解を述べれば、府縣によりもちろん、差異はあります。が、将来講和後には、戦前とは異なり、^{（この意味で）}對外關係諸事項及び予想される駐屯軍との關係を、今も國內渉外關係事務は地方

0314

公 信 案

外 務 省

ては、渉外關係機構の摩合も、しくは縮小を實施又は研究せらるゝあるやに、~~知~~知して居ります。右に關係し、外務省と^{（連）}軍との關係に於ける地方行政の對外關係諸事項及び國內渉外關係一般について研究中であり、現情勢に於ては未だ

0313

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

公 信 案

外 務 省

務入国管理在外邦人の待遇及び
 身外に關する事項(講和後いそは
 在日諸外國領事館との關係を念む)
 二 國際機關との協力に關する事項(國
 連國際諸機關との關係等)
 三 國際通商に關する事項
 四 國際事情に關する知識の普及に關
 する事項

0316

公 信 案

外 務 省

一 海外渡航關係事務在外邦人引揚
 關係事務在外公館借入金救正理事
 と考^えられます。
 事項を摘記すれば左の通りとなるもの
 が予想されるのでありましてその重要
 なるもの重要性及び複雑性が増すこと
 府との關係におきても事務量はもちろ
 0315

RA'-0006



公 信 案

外 務 省

せらわらるるところでありませうか。こゝに等該事
 項の相互関連性に鑑み将来渉外関係
 専管の機構を維持せらわらるる否とに拘
 わらず渉外関係の経験及び能力
 ある職員を以て構成する。庁内特定
 機関をしてこれに総合調整に任せら
 れることが適当と思つておる。

0318

公 信 案

外 務 省

今後この種對外関係諸事項処理に
 際し地方庁部内^{下組織}諸管関係は
 勿論各都道府縣の御事情により決
 定するに依りて然るべきに
 施し伴なう事務
 其予相づかば駐屯軍との関係諸事
 項

0317

RA'-0006



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

汚外紙

	発信用執務用		
主信	1	1	2
附属	甲	乙	丙
備考			

公文書案	先付送写 地方汚外課長渡来の件	受信人 北海道運輸事務局長	主送 速地 第 一 六 号 昭和廿六年七月廿七日 日附 附属	文書課発送日 昭和廿六年七月廿七日	文書課長
外務省	名件録記	名信発 速地 第 一 六 号	昭和三十二年七月二十七日起草	正校(原稿) 浄書	洞警深云

0320
 27 19

公文書案

外務省

いかに講和問題の進展に伴って明確
なる見透しを立て得るに至ればさうい
うために具体的に詳細に申進める計
存でありませうが以上為方針の点
申上げ今後とも外務省及びその出先
機関と密接な連絡を継続し、川んことを
更めて
希望する次第であります。

0319

昭和十六年七月二十日電信。地方大務外課長渡部の件については
 北海道大務外課長の若干の危懼を抱いておられることは、本課長上席、連絡局
 地方課（兼訪大務）明かであるが、本報としては、勘定をきり、本件
 （望）際、特に外務事務官、其座長外務課長兼在中の佐藤
 喜雄を派遣するに必要である。右は北海道大務外課長（も退明）と
 置いたところであり、佐藤事務官は英法も堪能で、英法職員として在外
 勤務十年の経験あり、本事務官の一行に参り、以上、此の大務外課長は
 何等不安を感ずる理由はないと考へられる。
 然るに北海道大務外課長の提案については、御村がこれに感ずる（お）
 ところがあるが、外務省も派遣（南）地方大務外課長に負荷を感ずることは、建前
 として好まらざるを、既に北海道知事は、風潮を感ずることも、他の三県知事の
 意向は、不明であり、地方大務外課長に、此種の任務を提起（お）案議会
 により、混乱を生ずる可成りであるが、本件については、原案本

0321

外務省

直り、恐らく、
 北海道大務外課長には、佐藤事務官の参りにより、何等危懼を感ずる
 必要のないこと、御村等は、感ずるが、外務省も、派遣の経費を、地方大
 務外課長に、負担を感ずることは、外務省として、好まらざるを、御説明等、
 相成る。

0322

外務省

RA'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0006



民事連絡部長	Lt. Comdr. J. H. Holtom.
全補佐官	Lt. B. P. Crosno.
労務士官	Lt. P. C. Mitchell.
全補佐官	Chief C. S. Oehler
右件参考迄報告する。	

(半紙半野紙)

0324

連絡調整事務局

A10.0.2-1

横須賀連絡調整事務局長	田中彦藏
外務大臣	吉田茂 殿
米海軍横須賀基地司令部民事部	改換に關する件
米海軍横須賀基地司令部に於ては基地の特殊性に鑑み、 今月迄民事部を存置して来たが二月十五日附より以て民事 連絡部 (Liaison Office for Civil Relations) と改稱せしめ民事務 は従来通り民事一切を該官掌手することとなつた 尚ほ担当士官名は左の通り	

0323

連絡調整事務局

記帳済

27.2.18 362

局長 田中彦藏

第三課長

昭和廿七年貳月拾八日

横須賀連絡調整事務局長

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan